

第六章 近世の福生

一 支配者

1. 福生村

五代にわたって関東に威をふるった北条氏も、歴史の流れはいかんとすることができず、天正十八年七月七日太閤秀吉の勢威に屈した。

七月十三日北条氏の故地八カ国の主となった徳川家康は、八月一日、江戸城に入った。いわゆる東照神君江戸御入国である。時に一五九〇年、以後將軍の代を数える十五代、慶応三年（一八六七）に至る二百七十八年間、我が福生町も、徳川將軍の治下にあったわけである。

この將軍治下の福生村について、現在知られている文書資料が甚だ少ない。すなわち「福生村誌稿」、横田氏蔵の享保十九年（一七二四）の「村指出シ明細帳下書」および寛政拾壹年の「村方様子銘細書上帳」と、江戸幕府の官撰「新編武蔵風土記稿」、その他若干である。以下乏しいこれらの資料から、福生村をながめて見る。

○ 福生村の支配者

家康入国と同時に直轄地、いわゆる天領となったことは当然想像できるが、慶長・元和・寛永の間について今のところ、なんらの資料がない。

風土記稿によれば、三代將軍家光の正保（一六四四—一六四七）の頃は、代官設楽権兵衛能利・岡上甚右衛門景親支配地の外、中沢半六某・加藤長右衛門某・永井与次郎某等の知行地が入り合っていた。元祿五年には、牛浜辺は永井与次郎の知行所であったことは確実なようであるが、程なく何かの原因で岩手藤左衛門某が併せて支配した。しかし享保十九年の明細帳には、「当村私領所御座無く候」となっているから、完全に幕府直轄領として、代官支配の土地であった。以下幕末までの代官を上げれば次の通りである。

享保十五年より

萩原源八郎（乗か）□秀

寛政五年より

三河口大忠輝昌

〃 十九年より

上坂安左衛門政形長

〃

篠 十兵衛景藤

〃 長坂孫七郎規貞

〃

大貫治右衛門光豊

延享二年より

川崎平右衛門定重

〃

伊奈友之助

寛延二年より

伊奈半左衛門忠達

寛政七年より

伊奈忠富

宝暦二年より

伊奈半左衛門忠延

文化十一年より

小野田三郎右衛門信利

〃 五年より（備前守）

伊奈半左衛門忠宥

文政四年より

中村八大夫某

明和七年より

伊奈半左衛門忠敬

〃 六年より

江川太郎左衛門英毅

天明二年より（摂津守）

伊奈半左衛門忠尊

天保六年より

江川太郎左衛門英竜

寛政元年より（右近将監）

伊奈半左衛門忠郁

安政六年より

江川太郎左衛門英敦

寛政五年より

菅沼安十郎忠昌

文久三年より

江川太郎左衛門英武

そして明治元年韭山県知事江川英武となる。

右のような事情で福生村は、天領、しかも旗本知行地でなく、代官支配地であった。

2. 熊川村

後北条氏の亡んだ後の関東一円の大名として、徳川家康が江戸に入府するに及び、ここに新たに江戸時代を迎えるわけである。

この時期をはさんで各地でそうであった如く、熊川村においても、支配者の交替が行われたようである。

これより以前、いまだ後北条氏がこの辺一帯を支配していた時分の熊川村において、支配的地位を持っていた者として、野島兵庫介・図書介の名をあげることができる。彼らは、慶長二年（一五九七）の熊川神社棟札に、社殿造営の寄進に、筆頭人として名をつらねている。それ以後、彼らは推察するところ、関東における他の多くの土豪が、戦国時代から江戸時代にかけての歴史的転換期にあって、うまく時流に乗り得ず、村の名主的百姓に変身していったと同一ような道をたどったのであろうか。その後約五十年たった時に行われた神社再建の寄進棟札（正保三年）には、すでに、筆頭にその名が見えず、新しい支配者たる長塩氏・田沢氏がこれにかわっているのである。「新編武蔵風土記稿」の旧家幸蔵が、北条氏奉行連署制札および北条氏照制札を所持しているという記事も、このような事情を物語るものではなからうか。

さて、江戸時代に入り、内出の地頭として熊川村にも表高二百四十四石六斗七升八合の知行地を持つことになった田沢氏は、「姓氏家系大辞典」によると、

家譜に「武田信満の子信長の裔なり、其の四世の孫正信、其の子正昌に至り丹沢を称し、其の孫正忠に至り田沢に改む」とある。子孫、徳川氏に仕う。寛政系譜に「兵部助（宗沢斎）——孫十郎正俊——七右衛門正忠（久助）」

——久左衛門正久——同正義——七郎右衛門正勝等と見ゆ。

とある。また、内出の真福寺境内にある田沢家墓碑銘に、つぎのように記されている。

田沢家墓碑銘

新羅三郎義光末葉甲斐国 (欠け) 正昌孫

田沢久左衛門源昆謹而建立之

再建司役之家臣嶋田左右平師住 (欠け)

千時寛政四年 (欠け)

廿七世阿闍利 (欠け)

元和七年七月廿日 源正忠

自明曆四年三月十二日

元和 (欠け) 五月五日 源正久

随明曆四 (欠け) 正 廿二日

寛文四甲辰正月 (欠け) 久治郎

天和元 (欠け) 五月十二日

万治元戌二月 (欠け) 大学

寛政系譜に「主水正平——作兵衛——又左衛門正家(五百五十石)——正勝

——正武」と見ゆ。五百五十石也。

とある。これも、正保二年の棟札に長塩又左衛門正家とあることにより、田沢氏と同じく武田氏に仕え、後、徳川氏に仕えたものであることがわかる。田沢氏や

また、正保三年の熊川神社棟札に記されている田沢久左衛門は、墓碑銘の源正久が、その子の正義か、いずれかであろう。そしてこれらのことから、田沢氏は、もとは、甲斐の武田氏に仕えていた武士であったことがわかる。「新編武蔵風土記稿」の上菅生村(川崎市)の条に、「甲州武田につかえしが、天正年中武田家滅亡の後東照宮につかえ奉りけり」また用土村(埼玉県寄居町)の条に、「按に田沢七郎右衛門正忠甲州落去の後東照宮に仕へ奉り、熊川村、用土村に於て旧領を賜」とあることも合致している。次に鍋ヶ谷戸の地頭として村内に表高百十八石の知行地を有していた長塩氏は、「姓氏家系大辞典」によれば

足利又太郎房長、塩谷を領し
此の氏を称す。其の十代を阿
波守秀綱と云う。その裔主水
正は武田家臣也。

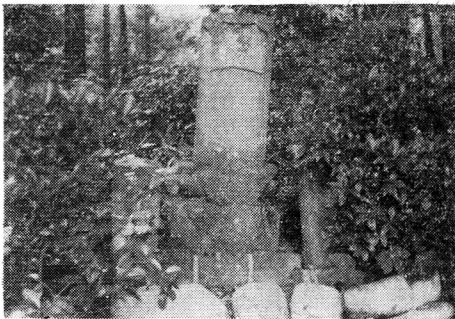


写真10. 支配者(近世)
熊川内出支配者(田沢家墓碑)

長塩氏のように、主家滅亡の後、徳川氏に仕えた武田氏の遺臣は、多かったのである。

田沢・長塩両知行地以外の村内は、代官の知行する天領地であった。これは、表高百六十九石九斗一升四合の地で、南、牛浜地区がこれに含まれていたのである。この田沢・長塩・代官支配の形は、江戸時代を通じて変らなかった。

二 玉川上水の開さく

徳川幕府が江戸に開かれてから後の江戸の発展はまことに著しいものがあつた。そして江戸市民の水を確保するために徳川氏入府後間もなく神田上水の開さくなどを行ってきたが、それも、都市人口の急激な膨脹に間に合わず、ここに玉川上水開さくの運びとなったのである。

工事の着手は、承応二年四月と伝えられているが、計画は二、三年前からあつたようである。結局、江戸芝口に住んでいた町人（玉川辺の百姓との伝えもある。「御府内備考」庄右衛門・清右衛門の計画したものが採用され、幕府より出された七千五百両を資金として、この工事は始められた。そして、同年十一月十五日に羽村より四谷大木戸までの工事が完成したと記録にみえている（御府内備考）。これを見ると、この工事が大方順調にいったと解せられるが、他の記録には、だいぶ工事が難行したとの記事が散見されるのである。

たとえば、当初の資金は、高井戸の辺りで尽きてしまったので、庄右衛門・清右衛門の二人は私費千両を出してこれを補って工事の完成を遂げた（『東京通志』と。さらに、工事は途中で何度も挫折したのだという伝えが残されており、わが熊川村にもそれを物語る「水喰土^{みずくらど}」という地名が残されているという点で注意してみなければならない。

水喰土は、拝島駅から牛浜駅方向の線路にそって、現在の玉川上水の西側一帯を指す地名であり、その名の故因は、第一次の工事が失敗し、第二次に計画した時の通路が、いわゆる水喰土を通っていたのであるが、いざ水を流し

てみると、この地点で水がここごとく地中にのみ込まれてしまったというのである。そのため、このような地名と空堀とが残されたと言われている。この言い伝えは、熊川村に残されてきたものであるが、単に、村に伝わるといっ



写真11. 玉川上水
福生町と羽村町の境にある古堀跡。
この先は川原へおりの。

けでなく、玉川上水開きから約百五十年後の享和三年に書かれた書物にもでてくる。また、福生と羽村の堺に、古堀跡がある。上水は、現在、古堀跡に来て急カーブしている。すなわち、古堀跡を上水と仮定したときには、多摩川へまっすぐに臨むことができるのである。いま、見られる急カーブは、工事途上、水をひくことが困難になり、取入口を西にのぼしたために生じたものと思われる。現型が、あまり崩れていないのは、幸いである。

いずれにしても、この大土木事業は、当時相当な影響を村人に与えたであろう。毎日、村人達は工事に雇われ、帰るときはその日の賃金として、口の小さいかごの中の銭をつかめるだけつかんで持帰ってもよいことになっていたが、銭を沢山つかめば手が抜けないう仕組になっていた。大人よりもむしろ子供の方が得をした、などという話も伝えられているが、残された記録がない現在では、くわしいことは知る由もない。

三村と小名

1. 福生村

位置は現在と同じで動いてはいないわけだが、昔の人達はどんなふうに考えていたのだろうか。

寛政の銘細帳から引用すれば「隣村東ハ石畑ケ村、殿ケ谷戸村、西ハ玉川ヲ隔テ草花村、南ハ熊川村、北ハ川崎村境ニ御座候」とある。なお、享保の明細帳は東方に石畑ケ村を除いて、岸村が書かれている。享保明細帳は五日市まで道法^{ミチノリ}三里、青梅町へ二里、八王子町へ三里、江戸日本橋まで、小川新田・田無村・中野・内藤新宿を経て拾里、ところが寛政の方は十一里、風土記稿は十二里と、時代が新しくなるに従って、道法が一里あて増しているのは面白い。少しぐらい廻り道になっても、さびしくないよい道を通るようになったのかも知れない。

川越城下まで扇町屋、水野新田を通して六里というのが、福生村の位置づけであり、東西凡そ三十町、南北二十二町程の村であった。村内の小名については、風土記稿は九カ所だけを上げているが、旧検地帳によれば、それ以外多くの小名があった。しかし、そのほとんどが、その場所を失ってしまっている。現在村の人々の間を聞き廻って見当のついたものはその二分の一度である。

ここに、現在、その位置がわかっている小名についてとりあげ、考察を加えてみることにする。

○ 小名「長沢」と「永田」について

明治二十一年七月脱稿された「福生村誌稿」には苗字として「牛浜」・「奈賀」・「武蔵野」・「志茂」・「加美」・「河原」「池入」の七つが記されている（池入に付箋してある）。

「新編武蔵風土記稿」には小名として「宿」・「新屋敷」・「中福生」・「長沢」・「馬喰ケ谷戸」・「上屋敷」・「上内出」・「牛浜」・「萱戸」・「原」があげられている。「福生村誌稿」の「奈賀」は現在の永田・長沢から第一小学校の東方一帯の地番を表わす字名で、相当広い地域である。

そこで「長沢」であるが、この「沢」は福生の鎮守である神明神社の鳥居脇から、今も年中涸れることなく流れ出

す「泉」すなわち「沢」であって、「奈賀の沢」すなわち「奈賀沢ナカサワ」であって、これが「ナガサワ」となり「長」の字の意味するところを持ち来たって、いつしか「長沢」になったのではなからうか。

この神社の周辺特に前方は、今は思いもよらないことであるが「池端イケッパタ」といわれる地名も残り、「田中」といわれる家号を持つ伊東和助氏のあること、「出本」という家号でしかも「出本」姓を名乗る出本憲一氏のあることから（出本は沢の源の意、この「長沢」の水を利用して水田があったのではなからうかと思われるし、古老の話では現在の長沢の堀は以前水量も豊富であったし、もっと大きいものであったとのことである。

「永田」であるが「新編武蔵風土記稿」には「永田ナガタ」という字名は出ていないし、数多く実施された検地の地名にも全然見つけられないところから、比較的に新しい字名であって、多摩川に沿い、「中福生」へかけて水田を持っているところから、「奈賀の田」即ち「奈賀田ナカタ」であって、これから「ナガタ」となり、「長沢」と同様な意味で、「長」と同意で異字の「永」をあて「永田」とし、自分の村の永久繁栄を祈念したのではないかと思う。

○ 小名「新屋敷」について

現在の「永田」の古奈屋旅館前方に「アラヤシキ」という地名がある。「新編武蔵風土記稿」には「新屋敷」と書いてあるので、想像をめぐらせば読んで字の如く「新屋シンヤ」のあるところと見てよいのであるが、さて何に對しての「新屋敷」であるかは全くわからない。

ここで注意してみたいのは、寛文九年三月の検地水帳に「荒屋敷六畝八歩」とあって、某氏の「屋敷跡」ともみられる。延宝二年二月の検地水帳には、「屋敷八反、新屋敷二反八畝六歩、新畠五畝廿歩」とあることから、これは固有名詞「何々屋敷」に對しての「新屋敷」ではなく、開墾地とまではいかなくても、農地であった土地を新たに屋敷すなわち宅地としたところとみてもよいわけである。しかし「新編武蔵風土記稿」に小名として載っていることから

みて、何かいわれのある土地と思われる。

更に辞書をひくと「あらやしき阿頼耶識、阿頼耶は藏・家と訳せる」とある。現在の永田に「堂前（通称ドウメン堂前或は堂免）」という家号で古谷氏があることから、このあたりに寺院か堂があったらしいことが考えられて、「堂の前」か、あるいは「堂の免除地」であったとみられる。寛文九年三月の旧検地帳書載写に「ドウ面」と見えている。（五日市町伊奈に千日堂跡があり、その前の家をドウメンと呼んでいる事実がある。）

そしてこれも古老の話によると、この地にかなり近世まで飢饉に備えての穀物貯蔵庫「稗倉」があったということである。

○ 小名「上屋敷」について

「新編武蔵風土記稿」の小名の一つである。青梅線の引込み砂利線の北側で加美第一に属する地所であるが、これはいわゆる大名等の「上屋敷カミヤシキ」「下屋敷シモヤシキ」から考えて、昔の領主とか地頭ごとき者の上屋敷があった所とも思われるが「ウエヤシキ」であって、その根拠は全然不明である。ただ前出の「新屋敷」に対しての「上屋敷或は元の屋敷」または「ウエの屋敷」ととればとれるが、勿論断定はできない。しかし住居を構えるには格好の地ではある。

ここで「屋敷」についてであるが、延宝二年二月の検地帳写に「長沢屋敷添」、延宝五年三月の「中福生屋敷」、元禄六年四月の「斎藤屋敷」とあるので、いつの頃にか「屋敷」を称するものが幾つかあって、福生村の「お殿様」が住んでいたと想像もでき、研究の余地が残されているわけである。その他にも「屋敷付」・「屋敷の西」・「屋敷東」・「屋敷北」等の名前が各行に見えている。

○ クネバナ、または、クゲバナ

年	寛文八	〇ダイ	〇福生	野分	〇	ハケ下	小ハケ	カミコハケ下	大道	大道外	大道内	原カイト	上ノ原	林キワ	井戸
九	〃	〇	〇	〇	〇	ハケ下	コハケ	ハケ下	大道	大道外	大道内	原カイト	林下	林キワ	〃
十二	〃	〇	〇	〇	〇	ハケ下	ハケ下	ハケ下	大道	大道外	大道内	原カイト	林下	林キワ	〃
延宝二	〃	〇	〇	〇	〇	ハケ下	ハケ下	ハケ下	大道	大道外	大道内	原カイト	林下	林キワ	〃
延宝五	〃	〇	〇	〇	〇	ハケ下	ハケ下	ハケ下	大道	大道外	大道内	原カイト	林下	林キワ	〃
元禄六	〃	〇	〇	〇	〇	ハケ下	ハケ下	ハケ下	大道	大道外	大道内	原カイト	林下	林キワ	〃
宝曆十	〃	〇	〇	〇	〇	ハケ下	ハケ下	ハケ下	大道	大道外	大道内	原カイト	林下	林キワ	〃
風土記	〃	〇	〇	〇	〇	ハケ下	ハケ下	ハケ下	大道	大道外	大道内	原カイト	林下	林キワ	〃
現在	〃	〇	〇	〇	〇	ハケ下	ハケ下	ハケ下	大道	大道外	大道内	原カイト	林下	林キワ	〃

[illegible]

[illegible]

加美

2. 熊川村

近世の熊川村は、多摩川沿いに旧道をはさんで、細長く家が並んでいる村であつた。家のまわりは、早くから開け、畑地として利用されて来た。「新編武蔵風土記稿」の小名によれば「牛浜」「鍋ヶ谷戸」「内出」の名が見えている。南町内会と現在いう南名が見えていない事情は分明でない。近世初期の村内知行関係によるものと考えられる。以上あげた小名のほかに、数多くの小名が実存していたことは、福生村同様である。延宝四年（一六七六）長塩氏知行地御水帳、ならびに元禄十四年（一七〇一）の田沢氏知行御水帳に記載されている小名をあげると、次の如くである。

芝居	番匠イ トカ
脇供養塚	
志茂町	本

前田・七御門・水喰戸・堀向・北原・海道端・はけ下・桑木原・山王塚・長久保・十一面・堀端・鳥井前・あみだ堂前・丸塚・川通中島・坪之内・梅木原・府中道・牛浜青梅道・念仏塚・念仏どて上・伊勢原・坂窪・権田・権田下道橋通・堂下・上代山・上代山どて下通・上代山道上・前畑・五丁山。

これらの小名の中には、どこを指すか見当のつかなくなっている個所もある。しかし、多くが耕地についている名であってみれば、熊川の開発の跡を窺い知る好資料ということがいえる。以下小名についての考察を加えてみよう。

前 田 多摩川原を呼ぶものと思われる。どこと明確な地点は示せないが、前田の項に、「改出田」名があるので、延宝四年の検地に検地帳に書を挙げられた川原を開発した田であることが窺い知れる。

堀 向 この堀は玉川上水ではなく、長者堀のようである。長者堀の埋没してしまった現在、堀に玉川上水を当てて考えることは肯けるが、古老の言う「ホリムケエ」は、玉川上水の南をいうのである。

水 喰 戸 第二小学校より拝島駅へ行く道の周辺を呼ぶことは、周知のことである。玉川上水開さく時の話として、この「水喰土」は興味深い地名である。

北 原 五日市線熊川駅の北をいう。

山 王 塚 五丁橋の上、すなわち基地のある台地をそう呼んでいたようである。改出畑とここにも新開を意味する言葉がある。土地評価は下畑であった。

長 久 保 鍋一町内、小堺酒店の前をいう。

十 一 面 福生院境内にある観音堂がかつてあった地なので十一面という。現在斎藤八百屋のあるまわりである。

鳥 井 前 熊川神社前をそういう。

あみだ堂前

共同墓地の周辺である。阿弥陀堂があったので、それを目あてに、いっている地名である。

丸 塚

判明にくい場所である。が、寿崎履物店のまわりを、丸塚と呼んでいたようである。耕地上に塚がいくつもあったことを、古老は語り伝えているのである。

中 島

前掲小堺酒店の西側。

念仏どて上

幸楽園裏を呼んでいたようである。すぐ裏の橋も、かつては「念仏橋」といっていたという。

考察にあたっては、野島茂雄氏に資料を提供してもらった。地名のおこりは、土地と人間との交渉を物語る。原野であった時代には、ただ、「原っぱ」で総称されていたものが、村人共通の語で呼ばれるようになるには、村の生活圏に新しく繰り入れられた事実があったからである。所在不明の小名については、今後の研究を俟ちたい。

四 熊川村の開発状況

小名の項で、住居沿いの土地は、早く開けたと述べたが、それにくらべ、字武蔵野の開発は、割合おそく、中里新田との地境辺をのぞいて、大体江戸中期以降のことである（宝暦二年「道法方角間敷改定帳」）。天明年八（一七八八）の武蔵野名寄帳をみると、

下々畑合 九反三畝十五歩

切畑合 十町四反七畝二歩

林 合 三反九畝十七歩

と、なっている。これをみても、わかるように、この頃の武蔵野は、その九〇%以上が、林と、もっとも原始的な切

畑（切畑とは、山林原野の雑木・柴草を刈り、または、それを焼いて畠とし、地力のある数年間作物を栽培し、地力が衰えるとともに放置して他の場所に移り、数年してふたたびもとの場所に帰り、これを繰り返す形式の畑作を言う。大塚史学会編「郷土史辞典」であったのである。

牛浜も、「横新田」という地名があることからしても推察されるように、やはり開け方はおそかった方ではないかと思われる。一説によれば、多摩川べりに住んでいた南部落の人たちが、大水で家・田畑を流されたため、ここに新田を開発して移り住んだといわれているが、はっきりしたことはわからない。

次に、熊川村における水田開発の状況をみてみよう。熊川村は、周知の如く、多摩川段丘上に発達した村であるため、耕地はほとんどが畑であった。水田を開発するには、多摩川の川原を利用する以外に手はない。現在、字下川原一帯は、見事な水田地帯となっているが、現在のような姿になったのは、大体幕末以後、主として明治に入ってからのことである。では、それまで水田開発を怠っていたのかといえ、そうではない。その過程を、田沢・長塩両知行所のそれぞれについて、みていくことにする。

元禄十四年の田沢知行所御水帳に、

上田合	八畝十三歩
中田合	五畝十歩
下田合	九畝二歩
下々田合	三畝三歩
田合	二反五畝廿八歩

とあるように、すでに当時、水田は開発されていた。もっとも、同知行所の四十二町六反四畝五歩という畑の耕地面

記 録

一 下 田	八畝歩	地所	川原
一 下々畑	八畝歩	新田	
一 見付畑	四反三畝歩	同	
右之地所不 _レ 殘新五兵衛分代金貳兩貳分ニ而			
宝曆拾壹年己五月讓請申込			
外ニ下田壹畝拾貳步七右衛門分			
右貳兩貳分之内			
一下田三畝拾八步			
一見付畑壹畝拾貳步			
右者宝曆拾壹年己十二月清右衛門 不 _レ 殘讓請			
申候右代金壹兩外ニ祝儀五百文遣申候			
一芝地 貳反七畝			
右者反高場御年貢 当地田方之外見付畑			
等ニ 用之年貢上納仕候ニ付惣役人衆中			
江相願川原入会芝地御けん地入候節新ニ			
真福寺分ニ御帳面相願依 _レ 之入用金貳分			
名主庄藏方江差出申候			
宝曆拾貳年			
右惣金子ニ而四兩と五百文也			

積とくらべれば、ほんのわずかなものではあるが、しかし、当時の開発技術等から考えても、容易な仕事ではなかっただろう。

これらの水田は、すべて「河向」なる場所に所在していた。これは文字通り、河向の対岸に開けた水田であった。熊川の者が、わざわざ対岸に水田を耕しに行くことは、特別なことではない。当時、河向の高月村・小川村・滝村などから、熊川村への出作（畑の）があったことと、事は同じである。おそらく、川原の条件が、こちら側より、対岸の方が開発に適していたのであろう。

さらに江戸時代のほぼ中期に当る宝暦から明和年間にかけて、新田開発の割合活発に行われた様子を見ることができ。

この開発は、内出の真福寺が、寺の供料金を五日市の大悲願寺から借用し、これを資金として行なった。宝暦十一年三月に始まる「川原新田普請入用記」（上表）は、当時の真福寺住職が記したもので、宝暦十一年に川原の田畑・芝地を買い込んだことが、これによって知れる。普通、田畑の売買は堅く禁じられていたのであるが、新田については、その制限も比較的ゆるやかであった。従って、土地の売買も、事実上放任されていたといふ事情がある。宝暦十年三月廿一日、および同十一年六月朔日附の大悲願寺への供料金拝借証文に、それぞれ

「拙寺修覆用金ニ付慶長老両分錢四貫八百文割合ニ而拝借仕候云々」「拙寺附田畑小川村ニ而相求候付右金内武両錢ニ而九貫六百文拝借申云々」とあるのも、右の事情を物語るものであらう。

さてこれらの土地は、人足を雇い、あるいは請負わせて普請改良され、堀が掘られていった。宝暦十三年から明和八年に至る九年間の「田方普請覚」に、その努力の跡がうかがえるので、つぎにその抜粋を記す（括弧内は筆者）。

田方普請覚

一下田老敵拾貳歩

七右衛門分

此田敷高き付ふかさ五寸不_レ残敷取申候

拾四人 人足 「敷高き」とは、床が高くて、水がよく

流れ込まないことをさす

右金壹分と貳百文ニ当所孫右衛門ニ相渡申候

宝暦拾三年三月

（孫右衛門は、人足の頭分か）

一 横五間 長七間

拾七歩半

右開発明和六（年）二月丈助方江七百文ニ相渡成就致候

右七右衛門分田成不勝手ニ付此田拾七歩半一枚ニ相改申候

一 貳間七間 田北方

拾四歩 新五兵表分上_ノ条ニ

右芝地ニ候付ふかさ壹尺五寸又者一尺程之所□□之場金貳

朱ニ而丈助方江相渡申候左新五兵衛分上_ノ第貳枚目北之方

ニ而古田ぶなりニ付一枚ニ致置申候

一 長拾貳間

広七間

此田貳畝貳拾四歩

是者新五兵衛分下畑之内ふかさ壹尺通砂取出シ新田ニ金壹

分ニ□丈助方江相渡普請成就致候 明和六年二月

右新田丑年迄 三畝貳拾五歩

明和七年寅年三月

一 貳間 西 七間 東

九間 南 拾貳間 北

老敵拾歩余

古川どて岸 第壹

一 長貳拾間

広五間

三畝拾歩

第二

一 長八間

一 広五間

一 老畝拾歩

第三

一 同

一 老畝拾歩

第四

一 同

一 老畝拾歩

第五

一 長八間半

一 広五間半

一 老畝拾四歩半

・寅年分老反四歩半

右普請勤日

(二月十一日より五月十日までの間にのべ十六日)

右老反四歩程之田人足七拾四人ニ而出入敷取成就終候

一 新堀 深さ三尺広三尺

長拾間余

二月十九日成就(人足四人)

廿日(人足四人)

下堀

一 新堀 深さ壹尺五寸 広壹尺五寸

長貳拾老間

二十一日堀勤メ(人足四人)

上堀

一 新堀 拾九間老尺 深壹尺五寸式尺程

(人足四人)

右三筆之新堀人足拾九人ニ而成就終候

四月十八日

一 九尺拾間

此田なり不□□付高四尺余之砂取すて申候(人足八人)

寅年分内外人足百壹人也尤五拾壹人百文之勘定ニ相払申候

尤五十人ハ手前下人又ハ入日よう(臨時にやとつた人足とい

ふ意味か)ニ付八拾文之勘定ニ而四貫百六十四文也 合而内

外九貫貳百六十四文也

一 丑年六間ニ八間 三角村新田

式拾四歩

是ハ万吉と申者ニ三年之造取ニ相渡申候

一 丑年四間ニ八間 川原口新田

老畝貳歩

金壹分ニ丈助方江相渡成就

辛卯年(明和八年)

一 拾七歩 水口

一 老畝貳十四歩 第貳

一 壹畝拾八歩 第三

一 壹畝拾九歩半 第四

一 貳畝五歩半 第五

一 貳拾六歩 第六

一 壹畝貳十歩 第七

一 貳畝貳歩 二之宮道川岸

〆 壹反貳畝拾貳歩

惣 〆 新田貳反八畝貳拾貳歩

壹反三畝 古田

新古合四反壹畝貳拾貳歩

右普請開発動（正月二十五日より四月十六日まで）

右□□芝原開発大方成就スル者也

〆 壹反貳畝拾貳歩之田（人足）七拾三人半にて成就也

一（人足惣勘定）六貫八百六十四文入用

しかし、せっかく苦心して開発しても、大雨が降ると多摩川が増水し、ために土砂をかぶり役に立たなくなってしまうことが多かった。先にあげた元禄十四年の検地の時の田貳反五畝廿八歩は、天明八年（一七八八）当時において、そのうちの一反六畝十五歩が、「大水ニ而川欠」となって除かれており、さらに文化九年（一八二二）には、全部が川欠として、年貢の対象から除かれてしまっている。川欠、すなわち出水による田畑流失の記録は、現在知り得る限りにおいても、延享三年（一七四六）、寛政三年（一七九一）、文政五・六・七年（一八二二・二三・二四）、安政六年（一八五九）とあるが、そのほかにも、幾度かあったであろうことは、想像に難くない。「新編武蔵風土記稿」には、熊川村には、陸田（畑地）のみで水田はないと記されているが、おそらく、文化九年の川欠の後の見聞調査によったため

外新ニ作

一 貳百八十文 ツるのはし（つるはし）

一 六十四文 かけちん

貳百文 くわけちん

〆 五百四十八文也

諸入用共ニ

惣 〆 七貫四百拾六文

同年霜月一日

一 川原口 壹畝貳十八歩

此田敷浅き故又七寸通取（人足五人）

□□芝原堂口

（人足）拾八人ニ而貳畝歩余出

十六日

五人ニ而新堀さらい致終候

だろうと推察される。

次に、長塩氏知行地における開発の状況をみてみよう。延宝四年（一六七六）の御水帳によると、当時の長塩氏知行地は、次の如くであった。

上畑合一町七反九畝十五歩

中畑合貳町八反七畝二十三歩

下畑合九町九反五畝二十四歩

改出シ

下田合三反四畝五歩

「改出シ」として、下田、下畑合わせて六町七反八畝二十四歩あるが、これは、屋敷、山を除く全体の耕地面積の約三十一％に当る。「改出シ」とは、おそらく、このときの検地においてはじめて帳付されたことを意味すると思われる、従って、この当時盛んに田畑の開発が行われていたことが想像される。三反四畝五歩の田は、すべて、字前田に開かれたものである。

しかしながら、この水田も、その後、戊年（年代不明）にその一部が、大水のために流失し、一反一畝二十歩だけ残った（宝暦九年「小はけ山芝地山向田反別合帳」）。その後、さらに文政五年、同六年の兩年の大水で、六畝十二歩が流され、残った五畝八歩も、翌年の文政七年八月に、三畝十二歩が流失し、残り一畝二十六歩に砂が入って結局全部だめになってしまった。左の文書は、このときの、村から知行所へ出した年貢を引いてくれという願書である。

新田開発の記録は、幕末に至って再び現われてくる。現在の字下川原新田の開発がそれである。この開発は、大体、嘉永年間に始まったとみられる。それは、嘉永四年（一八五二）に熊川村のこの地における新田開発に対し、対

下畑合六町四反四畝十九歩

屋敷合壹町五反三畝十一歩

山合七反三畝二歩

都合二十三町六反八畝九歩

乍レ恐書付ヲ以奉ニ願上ニ候

一御知行多摩郡熊川村字前田ニ而老反老畝式拾歩之処内六畝式歩午未両年流地ニ相成候処又々当申ノ八月申三畝拾式歩流失致シ残ル老畝式拾六歩砂入ニ相成候ニ付此度書付ヲ以御訴申上候右ニ付当年々御年貢御引被ニ下置候様偏ニ奉願上候流地書付仍而如件

武州多摩郡熊川村

百姓代 左衛門

組頭 清右衛門

名主 □右衛門

文政七年申ノ八月 日

御地頭所御役人中

岸の下草花村より異議が出て紛糾した事件があるからである。熊川の内出家に残された「嘉永四亥年十一月 下草花村より当村江相掛候川原一件書留」によって、事件の概要を記してみよう。

川原一件は、嘉永四年十一月廿五日に始まる。勘定奉行池田播磨守以下の差紙によって、弥八郎、直右衛、清右衛、兼次郎の四名が村中総見送りの中に出府、夜五ツ時、江戸に到着した。翌日は御屋敷へ出府の理由を届けた。そして、今度の件の経過が述べられている。

下草花からの申し入れで、牛浜下の新田について双方現場で立会った。先方は、牛浜欠下三間通りだけが熊川分で、あとは下草花村分だというのであり、それに対して、熊川方面は、当村の申し伝えは、かねほりから滝山城見通しと言い伝えている旨を答えた。意見の一致を見ないのので結局の所、下草花村は評定所へ、「乍レ恐以ニ書付ニ御訴訟奉ニ申上ニ候」ということになり、下草花村の佐兵衛、藤七、米蔵連名で、「理不尽出入」という名目で、相手方として、「江川太郎左衛門御代官所熊川村名主弥八郎、組頭四郎右衛門、百姓代忠八、田沢縫殿知行所同村名主三郎左衛門、組頭惣助、百姓代仙吉、長塩長五郎知行所同村名主清右衛門、組頭文五郎、百姓代作左衛門九名を相手取り、牛浜下三間通りを除いて、元平井川尻から熊川礼拝森へ見通す川上は下草花村分であることを訴えている。これに対して熊川方では、「訴え方の言う時代基準および下草花村の主張する対平沢村、対福生村紛争の奉行所の決定等に言われる元平井川尻と礼拝森を見通す線などは数十里先の山などでも使われるのだから、下草花村の言い分は不当である」としている。

ところで、最初の評定指定日である十二月二日は流れ、四日も流れ、十一日も流れ、二十日に出頭したら二十一日にと申渡されたが、その晩丸の内出火で延び、二十四日に呼びだされ、朝から待って夜七時頃一応取調べがあつて帰村した。

嘉永五年は二月一日から出頭したが、四月になって双方論所へ手を入れない約束をしただけで、農事繁多で帰村、そのうち盆が来て帰村、八月十日までに「訴答並平沢、福生両村役人共立合論所絵図相認め」また、平沢村は村絵図、福生村は先年鮎漁出入書類そのほか訴答共証換書類を提出すべく申し渡されている。その後は長塩領分作左衛門が一人残った。暮の二十五日になって、来年場所見分すべき旨が申渡されて、嘉永五年が暮れる。

翌嘉永六年六月見分があり、その際、内済にすべきよう注意され、羽村・川崎・拝島・小川・瀬戸岡・菅生各村に頼んで掛け合をしたが不調に終わった。役人は、川附流地絵図面その他の提出を命じて引上げた。七月二十五日これらを弥八郎が持参した。ところで、この年六月以降の幕府は、ペルリ来朝による多忙のためか、八月十日奉行所は停止、よって総代一人を残して帰村、十一月になって再見分の旨が申渡されて、総代も帰村した。

嘉永七年四月、二名の役人によってこの見分が行われた。内済をすめられて、羽村茂十郎、川崎村九兵衛、瀬戸岡村為助、二宮村牧太を頼んで掛け合をしたがまとまらず、とうとう役人が仲へ入った。四月十八日済口証文を差出し、諸事終ったのは五月十五日であつた。

長期間に亘って紛糾したこの事件も、村役人達の努力のおかげで解決され、以後の開発は割合順調に続けられたようである。しかし、それから五年後の安政六年（一八五九）の大水によって、この新田も、またまた流されてしまった。その頃、牛浜に住んでいた藤雲嶺という人は、七月の大水の様子を次のように記録している。

「……今年安政六つのとし、秋七月とはなりけらし、然るにその月十二日といえる日此程より降つづきたる霖雨の

為に近き玉川へ山水押出して広き河原に満水しつつ夫が故に此辺りへ、近き頃開発せし田地も多く損出して人皆其不幸を歎きけれど、時の不詳は是非もあらず、いつしかにつぶやき止みて、ややおだやかに成し程に此月二十四日には、此村に安置せる地藏菩薩の供養あること、とし毎の例にて前の日より何くれと仕度調べ、扨此の日にぞ成し程に、人々集いて奉灯など張替えさざめきしが、定なき秋の空の癖としてふりみふらずみ、むら雲ゆき通て昼過る頃よりは、晴わたるべき気色もみえず雨はしきりに降りだしつ、斯くては供養も延してんやなど云あたり、されど縁日に当れる今日なれば迎一村の人々大雨もいとわず、御堂へこぞり酒打のみて賑わいに、夜半の頃より雨風は猶はげしく河原の水音耳に轟き、いつしかに夜は明けわたれど、大雨は盆を傾るに等しく、河原の面というに及ばず処々の溢れ水村の内へ押出し家々に流れ入、人々周章大かたならず、されど水は床の上にも及ばず、五分三分と次第に引きゆくにぞ溢漂う水をば、村の人々力を尽して往来の道一筋堀穿低き方へと落し流しつ漸く一村心を安くする事得たりしかば、あれ前々にいえる河原の新田十二日の失水に流れ残して悦び居たりし人々の田ずらさえ、こたびのすさまじさに残る方なく押流し、一村の損失不幸いと歎くべし、惜むべし、されど此周章は、此村のみかは、すべて此川筋に続きたる山々村々流し人命を失い、材木、田畑の損失あげて買うべからず、幸いにして、此村は家屋人命にあやまちなき事、宵の間に供養し侍りし地藏尊の加護成るべくいよいよ信ずべし尊むべしおのれも此村に住る甲斐に見聞せしさまを絵図に物しつ拙き文に事のよしを記して村のわらべの一読に備う。」

(牛浜・渡辺家所藏文書)

これを見てもわかるように、この年の水害は、殊の外ひどかったようで、二度の大水により、開発途上にあった新田は、ことごとく流失してしまったのである。村人の落胆もさぞかしと想像される。

実際、機械・土木技術・農業技術の発達した現状においてさえも、荒地を開拓し、農作物の育つ地にまでするの

は、なみたいでないの仕事ではない。まして江戸時代のことである。すでに記した宝暦から明和にかけての新田開発の様子をみても、地面が高すぎるので深五寸の砂を残らず取り捨てるとか、耆尺まで掘り取るとか、新堀を数十間も掘る仕事とか、川原特有の芝地を切り払い掘り起こす仕事などは、くわやつるはしぐらいの道具しか持たぬ当時の農民にとっては、決して楽な仕事ではなかったであろう。

かくして、その後しばらくは、開発の手もゆるんでいたようである。しかしながらそれから九年後の明治元年（一八六八）に至って、新しい時代の動きに呼応するかのようになり、再び開発の事業が着手された。現在見ることでできる下川原一帯の水田がそれである。

五戸数と人口

1. 福生村

福生村の宗門人別帳を一冊も見ることでできない現在、江戸時代の福生の人口動態の詳しいことは、全くわからないが、寛政十一年の銘細帳には、家数二百三十二軒、人口八百三十一人、内男四百三十二人、女三百九十九人、（馬三十三疋）とあげている。「風土記稿」では民家二百二十二軒、「福生村誌稿」は明治の初期のものとされるが、二百二十三戸と上げているところを見ると、江戸期を通じて福生村の戸数は二百三十戸内外、人口は八百から九百の間であったと見え差支えないと思う。享保十七年以後、庶民人口は、全国的に漸減の傾向にあったといわれる。これは福生の場合もあてはまることであろう。寛政十一年の一戸平均人口は三・五八であるのを見れば、福生も亦、裕福な土地でなかったことが想像されるのである。

2. 熊川村

近世熊川村の戸数人口については、天領一・私領二という支配関係にあったので、三知行地の戸数、人口がわかっていないと算出できない。現存する戸数、人口等を記載した村方明細帳、宗門改帳は僅少なうえ三知行地共通の年代のものが無い。したがって、村全体の人口動静は福生村の場合と同様よくわからないのである。しかし、唯一の資料である「新編武蔵風土記稿」によれば、「家数百三十四軒」と戸数が見えている。また部分的ではあるが、天保十四年の田沢氏知行地の明細帳によれば、

「人数 二百四人、男百五人、女九十八人、僧一人」

とあり、明治元年のそれによると、

「家数四十二軒、人数二百十人、男百六人、女百四人」

とある。

また、延宝四年の長塩氏知行地水帳控えによると、「五十戸」があげられている。

以上引用した資料は、きわめて断片的であるが、例えば、田沢知行地の場合に見られるように、人口の変動が漸次その数を増していったことが知れるのである。家数や村人口の明治以降の増加ぶりが、同じように江戸時代にも当てはまるものではない。家数や人口増加が、耕地の増加と見合うならばともかく、わずかな耕地を耕して、生活を支えていかねばならなかった当時においては、極力人口増加を押え、食扶持をへらすために出かせぎ、奉行に出し、また、分家をさせないようにした。昔は早婚だったとよく言われるが、実際には、特に男子においては、晩婚の者も少くはなかったようだ。文政七年、十一年の宗旨人別改をみると、長塩知行地内三十八軒中、二十八才以上の独身の男子が五人いる。特にそのうちの三人は、分家でぎずに残っている主人の弟や、伯父である。

六 村 役 人

1. 福 生 村

江戸時代の村には、村方三役、または地方三役じかたと呼ばれる、名主・組頭・百姓代があった。

このほかに、年寄・取締り役・村目付等の名称を持つ村役人のいた時代、あるいは地方があった。名主は関西では庄屋と呼ばれたようであり、組頭は与頭と書かれる場合もあったようである（ここで言う組頭は五人組の頭でない）。

名主は普通は村に一人であるが、村の大きさ、支配者の入会い状況によって、二人の場合から三、四人の処もあったようである。名主の仕事はすこぶる多く、その主たるものは、年貢の取立と人別（戸籍）関係であるが、訴訟の仲裁・証書の奥書加判・代官からの触の伝達から、村内風紀の取締り、親子、夫婦喧嘩の仲裁まで、村のこと何から何までであったようである。江戸時代の訴訟が、村対村の場合も、村民同士の場合も、それがたとえ奉行所まで持ち出された事件であっても、奉行の裁決はなるべく延ばして、その間に名主・坊さん等によって内済させる方針であったかに見られるほど内済に決着する場合が多いようである。組頭は名主の補助をするもので、百姓代は名主・組頭に対する監査役的なものである。

さて福生村の場合は、名主としてはつきり名の出るのは延宝二年（一六七四）の検地帳に名主伝兵衛、名主七郎左衛門の二名、享保十九年の明細帳に名主として太郎右衛門、清左衛門、角左衛門、金兵衛の四名、組頭として十兵衛、市平、彦兵衛、市左衛門、百姓代加兵衛とある。文政十二年（一八二九）の、「組合村々議定連印」には、福生村名主重兵衛、年寄半左衛門、百姓代市左衛門が連印している。これら村役人は享保以後の関東地方の常として、推薦か入札で行われたと思われるが、福生村の場合、詳細については現在まで不明である。これらの人達の給与は、本

来無給であるが、多少礼金程度のものはあった。場所によっては、年米三俵という所もあるが、福生の場合、名主給として高百石につき金子二分ずつ出しているから、福生村の場合、年四兩一分位である。組頭は、全然無給で、諸役は百姓並に勤めるが人足、伝馬ばかりは除くと、享保の明細帳は誌している。なお他村の例から見れば、名主・組頭の屋敷については無税であったと思われる。

2. 熊 川 村

熊川村は、一村が三つの知行地に分かれていたので、名主も三人いた。補助役として、田沢知行所では年寄・組頭時としては年寄百姓代を置き、長塩知行所では組頭・百姓代を置いている、代官知行地も組頭・百姓代であった。

名主役は、多くの場合、世襲せず大体一代限りのようである。そして、村内にあっては村民に対して相当の力を持っていた。また、経済的にも実力があり、村内での富農が多くなった。

名主の仕事は、村政全般に亘っていたが、なかでも、年貢の割付け・取立て・課役の割当て・宗門改などの戸籍事務、警察・訴訟の類の事務、領主、代官よりの触などの伝達等がその主なものである。且つ、また、村役人と共に村を代表するものであった。従って、名主ともなれば所用も多く、時としては、別記の嘉永四年に始まり足かけ四年も紛糾した下草花と熊川村との新田開発地の境界争いの時のように、家業もろくに見れずに東西奔走せねばならぬこともあったのである。

このような村役人の仕事に対して、手当が支給されるのが普通であった。但し、この費用は、村人用として村民から集めた金から、熊川村においては、名主給金三分、組頭給錢五百文（長塩知行所）というように給金を受ける場合と名主高引十石、年寄百姓代高引十石（田沢知行所）のように高引の場合とがあり、一定していない。高引とは、その高引だけ年貢の対象から除かれることである。

村役人による村政がスムーズに行われることを期待して、村役人と一般村民とが取決めた「定書」は、両者の関係を端的に物語るものとして興味深い。時代は降るが、参考までに明治五年の「定書」を上に記載せる。

定

右者此度名主役相頼候ニ付前々之通り御年貢諸役者不ニ申及ニ御伝馬諸人足触当等日限通り
□無差支ニ出勤可レ致事

且又諸事触当之儀者前々通り村人足ヲ以触当可レ致事

一 御公儀様御法度筋之御趣意弥堅相守可レ申事

右之条々御差図次第相勤少茂故障無ニ御座ニ依レ之一同連印仕候 以上

明治五年申三月 森田勘右衛門 印

(以下三十五名略)

福長 石川勘六殿
同 野島庄太郎殿
同 野島久次郎殿

村役人による村政が、順調に行われているときもあるが、時として

は、村民との間にトラブルの起る場合もあった。熊川村においては、寛政三年（一七九一）四月付の「済口証文」にその例がみられる。それによると、田沢知行所内三十一軒の百姓が、名主勘六・年寄幸蔵・組頭利八・忠兵衛を相手取って、これら役人共が鮎運上、真綿役等の雑税の百姓からの取立てに不正があり、私に押領しているため、百姓一同難儀をしているから、吟味願いたい旨を御地頭所へ訴えた。村役人側はそのような不埒なこととはしていないと主張してゆずらず、双方御吟味を受けたが、結局、双方で内済にすませた（押領の事実については文面からでは不明である）。そして名主役の儀も、これまで通り相勤めること、御年貢勘定の時もこれまで通りに名主宅へ年寄・組頭・百姓代が集まって勘定すること等、すべて従前通りということで、この問題が決着している。

明治維新後もしばらくは名主役等、旧のままであったが、明治五年から六年あたりにかけて、熊川村も一本化し、戸長とその下に副戸長が二人という形をとって、村政がしかれていったのである。最初の戸長は、石川弥八郎、副戸長は森田浪吉・石川勘六の各氏であった。

七 土地と貢租

1. 福生村

江戸時代に五百石の旗本とか、三万石の殿様とか呼ぶ何石というのは、税の対象とすることのできる土地の広さと貢を米の実収を基本として決定したものである。江戸時代に入る前は一坪が六尺四寸平方であったものが、江戸幕府となってからは、「武蔵国多摩郡福生村新田検地帳」の奥書に「右者武蔵国多摩郡福生村新田検地被仰付六尺一分間竿ヲ以耄反三百歩ノ積リ相極者也」と元文元年辰代官上坂安左衛門とあるのを見て、江戸幕府は六尺一分平方を以て一坪としたことが知られる。

石高の基本となったものは稲の坪刈りであるが、一坪から粃一升が出たとすると、一反にして三石、これを五分摺りと見て、玄米一石五斗となる「是を石盛り一五」とする。この石盛り「一五」を太閤検地は上田としたらしい。そうして田地を二つ下りに評価していった。標準的には、次のようになるのであるが、石盛は全国一様でなく、また同じ中畑にしても別の石盛りとされているものが福生村の畠にもあるようである。模式的には次のようになる。

上田 一五 中田 一三 下田 一一 上畑 一三 中畑 一一 下畑 九

福生村は徳川中期以前は田を持たなかったので畑であるが、延宝二年（一六七四）の武州多摩郡小宮領福生村検地帳によれば、それぞれ上畠十、中畠八、下畠六、下下畠四、屋敷十、新屋敷七、新畠三、当開三、となっている。ところが享保の明細帳は、上畑十 中畠八または九、あるいは十一となっており、下畑にも、石盛りが六・七・十等区々である。屋敷も十のもあれば十二のものもある。新屋敷は七となっている。

右の延宝二年の石盛りを例にとれば、当福生村において上・中・下・下下畑および屋敷一反歩を持っていた百姓

は、高三石八斗持の百姓ということになる。

このように検地によって、土地の広さと土地の品等が判明すると、これによって石高が算出される。福生の土地の石高が最初に決定されたのは、十七世紀の半ば頃、正保年間のことと思われる。福生村の石高は、享保十九年の明細帳によれば、「六八六石五斗五升二合六タ」であり、寛政十一年の銘細帳によると、その後の新田分一一五石九斗二升二合五タを加えて、「八〇二石四斗七升五合一タ」となる。この石高は福生村地内だけのものであり、屋敷・萱畑・藪等も加えられている。なお、福生村の人達が川崎分にかけて、租税対象として、福生村に割当てられて来る分が、一二三石八升九合あるのを加えると、徳川末期における福生村の石高は、文政十二年の「組合村々取締り其外共議定連印書」の末尾に示されている通り、「高九二五石五斗六升四合一タ」ということになる。この議定書は文政十年に關東御取締御出役いわゆる八州役人から言い渡された浪人、長脇差対策その他百姓風紀の取締りに対して、村々が連合で悪人に対処しその費用分担は村の石高割で按分して出すというものであるが、参考のためにその村々石高を上げて見ると、次の通りである。

拌島村	八二一	石
作目村	五一	
上河原村	八八	
石畑村	五七六	
岸村	三二一	
三ツ木新田	二五〇	
中藤村	一四〇四	
芋窪村	四七四	
田中村	一三四	石
大神村	二七五	
箱根ヶ崎村	四九〇	
殿ヶ谷村	二四五	
三ツ木村	六三〇	
横田村	一一八	
中藤新田	一〇五	
芋窪新田	九七	

砂川村 一九九六 石
殿ヶ谷新田 二二五
川崎村 三六四
羽村 九八三
熊川村 五九五

(石未満は四捨五入)

宮沢新田 七二
中里新田 一五一
五ノ神村 七〇
福生村 九二六

(計一一四六一石となるが、一万石以上を大名と称したことを考えれば身近なこの村々を支配すれば大名というわけである。)
(右の外に福生村には御朱印地清嚴院領高十石があった。)

さてこの高に対してどれだけの貢租を負担したであろうか。

江戸中期以後の幕府の税種は、本途物成(本年貢)・高掛物・小物成・国役の四つであった。

本途物成とは田畑屋敷等にかかる正税である。寛政十年度における福生町は耕地(畑および屋敷を含む)二一六町二三反畝二十八歩に対して永一四六貫三五文三トと、田五反三畝十四歩に対して米一石四斗四升を割当てられている。次に高掛物としては、

御蔵米入用 幕府の米倉庫の雑費にあてられるものであるが、享保十九年の明細帳によれば高百石につき老分であるから、福生村は約二兩二朱を納めたことになる。

六尺給米 六尺は陸尺、すなわち駕籠かき人足のことであるが、江戸幕府では、御用部屋、御膳所などに属して走り使い・水汲み等に従事した下男などの職名で、百石につき二斗の米が課せられる。福生村は米一石七斗七升余を出さなければならないが、米のない所であるから時価により金納されている。

伝馬宿入用 租米を運搬するための五街道の費用としての徴収である。(しかし江戸までの貢租の運搬は百姓負担であるからおかしな話である。これは高百石につき、米六升であるから、約五斗一升五合、これも時価による金納であった。)

このほかに高に掛けて来たものに大豆と荳がある。大豆は高百石に対して式斗ずつであるから大豆約一石七斗二升、荳は百石につき、一斗ずつで、約八斗五升ということになる。これは後にはなくなったようであるが、時価で金納された。

次は小物成といわれるもので、山野河海の収益に関してかけられ、寛政銘細帳によれば、林銭として、反別三町七反老畝廿二歩に対して、永四百四十五文、藪銭として、老町九反式畝廿四歩に対し式百八十九文、秣場五反歩に式十五文、野芝銭として、五力年間に三百四十五文、鮎運上として十力年間に永老貫六十九文が賦課されている。

そしてこの外に、口米・口永と称するものがある。これは租税徴収のことにあたる代官所の費用にあてるもので、以上のいずれについても、永壱貫文について、三文ずつの附加税が加算される。

それともう一つ包歩銀^{ツツキギン}なるものがある。永百貫文につき銀五匁がかけられている。上納金を包む費用というのであるから、実におかしなものである。

それと更に大きなものに国役がある。朝鮮・琉球信使の来朝に対する応接の費用、將軍日光社参に対する費用、河川堤防の費用等の臨時的なものではあるが、ほとんど毎年の如く、この国役金がかかって来ているようである。福生村についての記録を今の所知らないが、そのつど高百石について、銀二十六、七匁ずつのようである。

助郷の問題は他の所で述べられると思うが、この点は福生は割合に少なかったのではないかと考えられる。

税の話は全く、もううんざりしたことと思われるが、もう一つ「当村の儀は尾張様御鷹場にて——」というわけ（武蔵野台地の大部分が尾張徳川氏の鷹場であった）、本来鷹狩の人足、馬を出すのを近年人馬にかえて、玉川鮎を高百石につき、五十宛を出している旨が銘細帳に誌されている。年々四百三十尾ばかりの鮎を江戸尾張藩邸にとどけたわけである。

以上が公課であるが、村内自治のための村入用がある。前記した名主給・定遣給・諸帳簿の作制に対する紙・筆・集会時の蠟燭代から、巡見役人の接待、浪人者対策やら諸寺社の勧化^{シヅメ}・替女^{カヒメ}・物乞いの恵銭までが村入用である。

（参考）寛政十年銭相場 一兩が六六〇〇文、米相場 一兩に付八斗七升——九斗六升）

以上のような重い税を百姓は負担したのであるが、幕府の考え方を端的に表わしたものが年貢割付状を「免定、免状」と称したことに表われている。本来、年貢として徴収した残余を百姓達に残しておいてやる意味だといわれる。百姓は、朝草を刈ることから始めて、晩には縄をない、米を多く残すように心がけるためには、大豆の葉・あずきの

葉・ささげの葉・いもの葉も捨てず、大茶をのみ、物詣りや遊山を多くする女房は離縁をしまして、髪を結うにも菓でしげればよい。雨具も蓑笠を用いて、傘合羽などはいらぬことであると観念させたのである。慶安から天保の水越の改革まで、百姓共は徹底的に武士に奉仕せしめるように教育され、「百姓は財の余らぬように、不足なきように治め」・「難儀にならぬ程にして、氣ままにさせぬが百姓共への慈悲なり」と考え「胡麻の油と百姓は絞るほど出るものなり」と考えた為政者に臨まれた百姓は、いつらの顔であったわけである。

2. 熊川村

江戸時代の貢租は、大きく分けて、本年貢（本途相成）・高掛物・小物成（雑税）・国役の四つであることは、前述の通りである。熊川村の場合、資料について考察すると、次の如くである。

本年貢 農民は、自分達の領主に年貢を納めなければならなかった。水田のあるところでは米を納め、畑地は金納であった。従って熊川村の場合は、ほとんどが金納である。

検地された土地は、地味などを考えて石盛いさかされる。石盛とは、一反歩からとれる米の標準収穫量のことであるが、畑地の場合、とれるものを米に換算して定められた。

では、熊川村の場合を、寛延四年（一七五二）—宝暦元年—の年貢割付状によってみてみよう（但し、この割付の基準は元禄十四年の検地によっている）。

上田	石盛十三	中田	石盛十一	下畑	石盛五ツ	下々畑	石盛四ツ
下田	〃 九ツ	下々田	〃 七ツ	新畑	〃 三ツ		
上畑	〃 九ツ	中畑	〃 七ツ				

上田、石盛十三とは、一反につき米の標準収穫量が一石三斗の田ということである。田と畑では、畑の方が収穫量

は相対的に劣る。新畑（開墾したての畑）が最低で、一反につき米に換算して三斗分の収穫があるということになる。石盛は、田畑だけでなく、屋敷地などにもなされ、年貢の対象となった。

これらの土地を全部合わせると、熊川村田沢知行地所分の石高は二百七十七石七斗七合九勺である。この中には、年貢を除かれている土地がある。宮免・寺免・伊勢原免などのような寺社持ちの土地である。これは、主に領主から寄進されたものであった。大水で流された田畑も除かれた。

年貢の率は地方により、また、時代により一定しないが、四公六民・五公五民・六公四民等いろいろあった。田沢知行地ではどうであつただろうか。田の面積は合計二反五畝二十八歩あり、これから取れる米（分米）は全部で二石五斗一升五合六勺である。これに対する年貢米（取米）は、八斗一升四合三勺だから、租率は約三割二分である。これに、欠米・口米・たし米・延米という附加税が合わせて一斗一升五合七勺ついているので、実際は、約三割七分の租率ということになる。もっとも、これら田租は、以前に川欠となつて、当時はすべて年貢地の対象にはされていない。

畑はどうか。農民は畑からとれた農作物を売って金に換え、その一部を年貢として納めたわけだが、いろいろの生産物がどれくらいとれ、また、どのくらいで売れたかということがよくわかっていないために、その租率は明らかにできない。そのほか、畑四十町九畝一步に対する年貢は三十九貫九十六文六分、これに口永（附加税）が、一貫百七十三文で、合わせて四十貫二百七十文（四十兩一分^{びた}銀八十文）であるが、これは一反につき平均約百文の税金ということになる。

これらの石盛・租率は田沢知行地の場合、江戸時代を通じて変らなかつたことは、明治初年の租税目録をみても明らかである。知行地全体の取永（税金）の総額もほとんど変わっていない。普通は、時代が降るにつれ農業技術の進歩

改善などのために、また、耕地面積の拡大によって農業生産が増大し、年貢もふえる傾向にあるものであるが、熊川村の場合は、耕地の増加分は代官知行地へ組み入れられていった模様である。

以上は、田沢知行地の場合であったが、次に、長塩知行地の場合をみることにしよう。

田沢知行地と比べて異なる点は、畑一反についての取永である。

		(田沢知行地 との比較)	
		田沢知行地	との比較
上	畑	反ニ付百三十文	同じ
中	畑	〃 九十五文	五文安
下	畑	〃 八十文	十文安
新	畑	〃 七十五文	三十五文高
	屋敷	〃 百三十文	同じ
	山	〃 二十文	
	御茶畑	〃 七十文	
	五丁新畑	〃 十七文	

(天保三年「当辰田畑御物成納目録」より)

畑、山、屋敷合わせて三十町三畝九歩、この取永が合計二十一貫五百四十二文六分二厘である。これは、反ニ付平均約七十二文となつて、田沢知行地の場合の約百文に比較すると安い。

以上みてきた如く、知行地がちがえば、年貢もちがうというように、同じ熊川村といっても、近世のそれは、ある面では三つの村に分かれていっているといつてもよいし、別の面では、一つの村として、協力してことを行うといった複雑な性格を持っていたことが察せられるのである。

雑税 本年貢の外に、農民に対して幾つかの雑税もかけられた。熊川村における主な雑税は次のようなもので

ある。

- (イ) 御上水縁芝野銭 (ロ) 川原芝野銭 (ハ) 結運上 (ニ) その他

(イ)・(ロ)は、玉川上水縁、および多摩川原にはえている芝草を農民が利用するのに対して課せられた税である。

当時、農民は肥料の入手に苦心したようである。人糞尿の他は金肥といつてもたいしたものはなく、灰ぐらいのものであった。後には、ぬかなども使われたが、これはぬか商人を介して購入する。費用のかかる金肥であった（小平町誌）。であるから、芝草や落葉などは、堆肥として用いられる大切なものであった。熊川村が近接の村々と取り結んだ議定書（慶応三年）にも、

○ 明田（あけ田）にて草刈ること、

○ 春芽あわせ枯葉とも刈り取ること、

○ 野火つけ、

○ 落葉みだりに掃とること、

などを禁じているが、これもそのためである。芝草などは、馬の飼料としても大切なものであった。

(ロ) の鮎運上は、多摩川での漁に対して課せられた税である。当時の村民も、農業のかたわら、鮎や魚を捕えてたべたり、また、江戸や近在の市場で売って生計のたしにしていた。

鮎運上の外に、当時、最上等の川魚とされていた子持鮎を江戸城御本丸御用として上納させられていた。

しかし、川が度々の出水などにより、不漁の年には上納を免除してもらった。熊川村には、寛政三年（一七九三）にその記録が残されている。

(二) その他にも真綿役等の小物成がいくつあったようだが、くわしいことはわからない。

課役 課役とは、農民が領主などの命により働かせられる労役のことで、江戸時代においては、実際に働かすかわりに、米や銭を代納させることが多かった。しかし、全くなかったわけではなく、熊川の村民たちは、もっぱ

ら命ぜられるままに勤めてきたものである。

河さらい 江戸時代の玉川上水は、現在のように整備されていなかったために、よく土砂が堆積し、また、川べりに草木が生茂り、それがために川が汚れやすかった。そこで幕府では、数年に一度というように上水の水をせき止め、川をほしてから川岸一帯の村民をして、河浚い、草刈りを行わしめた。その要領は左の「廻状」にくわしい。

玉川上水元新堀口の四谷天竜寺門前上水堀り通村方浚之儀被_レ仰渡候間、右之趣可_レ被_レ相心得候、尤昼夜共三日昼斗二日都合日数五日之積水留有_レ之候間、其節村々一同申合浚取懸_リ水留中出来候様可_レ被_レ致候、浚取懸_リ日限之儀者其他御懸_ル村々_ニ直触可_レ有_レ之候間、浚方之儀茂御差図を請可_レ被_ニ相勤_ニ候、尤分水□組合村方多可_レ有_レ之候共浚之儀者上水堀附之村限_ニ浚出精致候様可_レ致候

右之趣相心得諸事差支無_レ之様可_レ被_レ致候、是又洩村等有_レ之候ハバ前書趣同様相心得候様最寄村_ノ可_レ被_ニ相達_ニ候、尤此状下_ニ名前致、印形早々順送留_リ村_ノ可_レ被_ニ相返_ニ候、以上

戌十月十三日

伊奈右近□監

松浦五郎右衛門

□□又蔵

石坂十郎左衛門

□□善太夫

村々

以上の如くであるが、これを要約すると、五日間のうちに、自分の村内分の河浚いを一生懸命やれということである。たまにしかやらないものとはいえ、五日間の労役は決して楽なものではなかったであろう。

八 鷹 場

南部落に、鷹場塚という地名があることから知られるように、熊川村は尾州大納言家の鷹場であった。尾州家は、徳川御三家の一つで、名古屋に城を構えていた大名である。

鷹場というのは、鷹を使って狩をする鷹狩の場所であって、尾州家のそれは熊川一村のみではなく、江戸北西部百七十九村（享保二年当時）にもわたる広大な地域に亘っていた。この鷹場は、途中、將軍綱吉の時代に一時廃止されていたこともあるが、それを除くと寛永年中から江戸幕府が倒れる寸前の慶応二年まで存在していた。

鷹場が村にあったということは、鷹場役人の支配をも受けていたということで、それは村民に様々な影響を及ぼした。その多くは、村民にとって迷惑なものであったことは、これから明らかにしていくところである。

鷹場法度（小平町誌、杉並区史参考）、つまり、鷹場の管理規則に次のようなものがあつた。

1. 鷹場内で殺生しないこと。
2. 飼鳥をしてはいけない。巢子をとってはいけない。鳥を追い立ててはいけない。
3. かかしを勝手に立ててはいけない。
4. 鷹場内に鷹狩または見回りに役人が来たときは、人馬滞りなく調達すること。大名・役人の通る道筋だけでなく脇道細道まで茨、逆茂木等はとり、道・橋等は丈夫に直すこと。逗留中は犬猫をつなぐこと。
5. 鉄砲を勝手に持ったり、または撃った者がいたら知らせること。
6. いのしし、しか、うさぎ等も勝手に捕えてはいけない。
7. 境杭を大切にし、破損したとき風雨にかかわらず修復し、かつ知らせること。

覚

乍恐以書付奉願上候

御鷹場之内、左之村の例年の通繩張鷹かかし御免被成下様奉願上候、御慈悲を以願之通御免被成下候ハハ難有奉存候、以上

寛政三年十月

砂川村御陣屋

御鳥見中様

羽村の熊川迄

五ヶ村

□村々鉄砲之儀付被ニ仰渡候義有之候間、来ル十日四ツ時名主中印形不レ残取揃持参可レ被成候

此廻状須□留り可レ被ニ相返候

酉六月四日

砂川 村野源五右衛門

(石川一郎氏藏「御廻状写」)

また、鷹場の保護は、畠を荒す、いのししや野うさぎ等の獣の跳梁となつて表われるという結果をもたらしたようで、福生村では、そのため鉄砲を公儀より借りて退治していると、村明細帳に記されている(享保十九年)。

九 産 業 と 住 民

1. 福 生 村

まだいろいろあるが、要するに、常に狩の対象となる鳥獣を多く確保しておくために、嚴重に鷹場を保護するための何物でもなかった。村々に廻ってきた御廻状、あるいは村々から役人に出した書状にもこれと似た文面を幾つか見つけることができる。一例をあげれば上掲の通りである。

また、先の伝馬の項で記したように、尾州侯御鷹野の際の伝馬役、その他これにもなう諸出費は相当な負担を村民にかけており、普段においても、しばしば、「御鷹場見廻り」とか「御境杭御預け」とか「鉄砲之儀ニ付被ニ仰渡候義有之」とかで、そのたびに負担が村民にかかつてきた。

さらには、鷹に餌として与える赤蛙を見つけ次第捕えて差出せというような注文(寛政二年、同「御廻状写」)まで、村民にかかつてきたのであった。

さてこれらの重課を果すために、福生村の人達は一体どんなものを生産したであらうか。

福生の土地は、寛政銘細帳が「村内一駄片下ケ同様で、埴土（埴は野の古字）又は石交りの所多く御座候」とかいて
 いるように現在もその通りである。

福生村は長いこと田を持たなかった。享保期には「当村田方御座無く候」とあり、それから約七十年後の寛政期になつて、明神下から用水を三〇〇間引いて約耄町の田を有したけれども、水害を受けやすい砂田であつた。明治元年には、それでも貢米十六石余を納めている。反別は未詳であるが、享保の例から見れば約三町歩内外ではないかと思われる。田に作つたのは粳（うるち）・美濃こぼれ（?）・笠餅といわれた種類である。

畑作には大麦では五割麦・六角麦、小麦には阿弥陀寺、稗は鍵穂、粟は谷渡りと呼ばれる品種があつた。畑方の麦種は一反歩に式斗が入用であつた。

その他大根・かぶ菜・蕎麦・いご芋などが土地相応にできた。かぶななどが多く作られたのは、かて飯として主食を補う重要なものであつたからである。男は耕作の合間を見て、或る者は炭・薪を買つて、或る者は単に駄賃とりとしてそれを江戸へつけ出し、その帰りにこぬか・しもごい・藁灰を買つて来て、それを肥料にした。この肥料代が一反歩につき式分程ずつかかつた。

女は耕作を手伝い畑の畔に桑を植えて、夏は蚕を飼ひ、田畑の仕付・収納が終ると、木綿を織つた。農桑のなかつた時代であつたから病虫害はかなり多かつたと思われるが、それよりも恐ろしいのは、今日の我々から考えれば嘘言のような話だけでも、享保の明細帳にも「先年、猪・鹿が作毛を損じ迷惑仕り候」とあるし、寛政の銘細帳にも「村内に住み候獸は猪、鹿多く」と書かれている。このために、代官所から鉄砲を借りるのが、どこの村でもしきたりになつてゐるようである。

そして江戸時代にしばしば襲った自然の災害飢饉の節には、野老・う志よろろ（彼岸花の根）を食し、摘草をして、「かてに相用申候」ということになる。

この飢饉のために、村に貯穀があった。寛政十年までに式百十六石九斗三升の稗と粳式石七斗七升七合五勺が凶年用に貯えられている旨が書かれている。郷蔵はない旨が書き出されているから、あちこちの土蔵の中にでも蔵っておいたものだろうか。この事は、武蔵野開発の功労者・代官川崎平右衛門の発案による武蔵野新田養料組合の制度が延用されたものであろう。これは稗を各戸から年五升ずつ出させて貯穀し、一定量に達すると売却して、その金は利子共に代官所で預っておいた。そして安永四年には利子は積み立てた各戸に配分されたという。武蔵野新田組合の人々は、寛政十一年に、代官川崎平右衛門と伊奈忠辰の謝恩碑を国分寺の榎戸新田に建てたとのことである（福生はこの組合に入っていない）。

ここで両明細帳によって村の住人構成を述べておこう。

享保の明細帳によれば、医者・浪人・吉利支丹の類族・虚無僧・座頭・神子・大工・木挽・獵師・猿廻し・ゑびすおろし等は、御座無く候となっている。ござ一人、山伏三人、馬医一人、鍛冶三人、馬喰二人、紺（？）屋一人・鮎獵師・二人（鶺鴒四羽）・非人一人（丹平）である。他に御年貢が払えないで追放になった百姓が二人という構成である。

次に寛政の銘細帳によると、いしゃ一人、修験一人・瞽女一人・大工二人、鍛冶二人、小間物・紙・蠟燭三人、草履・草鞋二人を上げて、酒造人・油絞り・水車・神子・座頭・道公（按摩のことか）はない。やもを・やもめで困窮の者も、片輪・癈疾のものもない。分限者もなければ、忠孝なものも、奇篤なものも幼い者で勝れた才能を持つものもない。

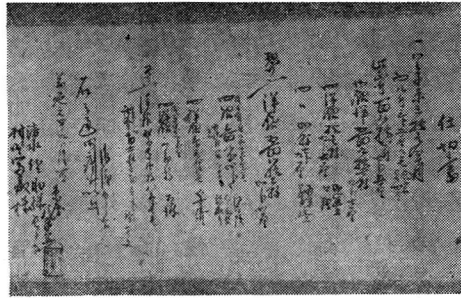


写真12. 絹糸売買仕切書
(清水延一氏蔵)

怪異なことをする者もない。長寿者が四人いる。実に平々凡々、平和な村であったことが知られる。

享保期になかったもので注目すべきものは、前記、小間物・紙・蠟燭三人、草履・草鞋二人とあるのをさすものと思われるが、他のところに小商人五軒がある旨書き上げられていることは、この平和な自給自足的な農村にも、徐々に貨幣経済の波が押し寄せ来つたことがうかがわれる。

福生の人達は、どここの市場へ出かけたであろうか。享保明細帳は、当村近処市場道法として「青梅町へ当村より式里、八王子町へ当村より三里」とあり、五日市は上げていないが寛政の銘細帳は「最寄の市場五日市村まで道法三里、毎月五日、十日、十五日、廿日、廿五日、晦日、六度相立ち申候」とくわしく市日まで上げて、青梅・八王子は上げていない。これは主たる取引先の変化であろうか。小宮領といわれるように、秋川筋の商業圏に属したものと思われる。また、幕末に至ると福生においても絹糸の生産が多くなったことが知れる（写真12）。

2. 熊川村

村明細帳はいわば村勢一覧のようなもので、村方より領主に差出した公文書である。熊川村には天保十四年（一八四三）と明治元年（一八六八）のものが残されているが、それによって、江戸末期の村の姿をみてみよう。

「畑作、大麦、小麦、粟、ひえ、芋、大根、苳、作申候」・「土地悪敷場所＝御座候」・「せんさいもの、なす、ささげ手前遣（自家用）＝少々作申候」

土地は悪い場所にあると書いてあるが、明細帳全体に亘って、領主に対して課税の負担を軽くさせようとするための一種のポーズもかくされているから、多少割引して考える必要はあるにしても、当時の村人も、水田を作ればすぐ流されてしまうし、水の便もよくなかったこの土地を、実感を持ってそう扱っていたのかも知れない。畑作物は、主に主食としてこれを食べ、残りは売って金に換え、年貢や生活費に当てた。水田がほとんどない土地だったので、米には祭礼時等以外は無縁であつたし、また、貴重なものであつたであろう。熊川村の百姓幸蔵が、伊勢参宮に出かける際に銭別としてもらった物をみると、金銭と白米がその主なものであつた（石川氏蔵・「参宮銭別受覚帳」寛政十年）。

「茶 御免地之地ニ少々植置申候」
長塩知行地でも、天保三年の「田畑御物成目録」をみると、当時すでに茶畑一反十一歩が年貢地にあつたことが知られる。

「桑 御年貢地之畑ニ御座候、蚕少し仕候」「染草之類作不_レ申候」

桑畑は、特に明治以降養蚕製糸業の発達によって急激な増加をみたが、江戸時代はまださほどではなかった。しかし、青梅繙・黒八丈織等、近くの青梅・五日市・八王子等を中心として機業地の需要にある程度応じられる養蚕業は、すでに行われていたのである。真綿打かけも自家用として、また、売り物として行われていた。染草のことが、出ているが当時織物が盛んになるにつれて、染物の原料である藍葉の栽培が、武蔵野地方にも行われはじめた（小平町誌）が、熊川村では、天保十四年当時はまだ作るに至らなかったようである。

「当村市場無_ニ御座候」・「売物 江戸並八王子五日市村迄出申候」

大部分が畑作地で、江戸に近い農村は、割合早くから貨幣経済の影響を受けたが、熊川村でもとれた畑作物や「農間渡世 男者当地之内ニ而薪取申候、女者青梅繙、黒八丈織出申候」とあるように、農業の合間のかせぎを、市の立

つ八王子や五日市・青梅などに持って行って金に換えたのである。あるいは、遠く江戸まで持って行って売りさばいた。これらの荷物の運送は、主に馬にたよって行われた。そのために、村でも割合い高持の百姓は、馬を飼っていた。文政七年（一八二四）当時、長塩知行所内三十九軒のうち馬を飼っている家は九軒ある（野島茂雄氏藏・「宗旨人別改」）。

また、文政十一年には十一疋にふえている（同・「宗旨人別改」）。田沢知行所内では、明治元年に、家数四十二軒に対して馬九疋である。馬はこのほか伝馬の際にも使われ、また厩肥を作ることもでき、なかなか大切なものであった。熊川の拝島寄りに、俗に「わら付け街道」と呼ばれる道があるが、当時、江戸や、近在の市場へ荷駄を積んで仕事をしていた馬が、帰途、空の背中に飼料のわらを付けて帰る姿が多く見かけられ、そこからこの道名も生まれたと言われているが、往時の馬による運輸の盛んだったことを物語っている。

「農間渡世、男者当地之内ニ而薪取申候、女者青梅摘、黒八丈織出申候、農暇かやぶき屋根屋六人」「農業之間男者薪作り、女者蚕諸織物仕候」

年貢の取立てが、きびしかったため、江戸時代の農民は、農業のみでは生活がなかなか成り立つことはできなかった。自然に、このような金になる仕事も、一生懸命やらねばならなかったのである。このほかの駄賃仕事としては、先程のものべたように荷物を馬で江戸や市場に運ぶ仕事もあった。文政七年、村に権八という「身持悪敷」厄介者がおり、「隣村市通ひ又ハ馬引」の折に、よそでよく問題を起したらしく、以後そういう所へは出したりして、先様へ迷惑をかけることはさせないと、彼の請人たちが名主へ一札入れている記録も残されているが、こういう問題もたまにはあったらしい。

『玉川夏者舟渡、冬者仮土橋掛申候』『当村玉川（多摩川）附之村方ニ御座候、川幅平水廿五六間位、出水ニ付ハ定

り無御座候、玉川作渡一ヶ所、但し荷物通行船ハ無御座候、玉川（多摩川）ハ小石川ニ御座候筏流行御座候」先の『』は、天保十四年の明細帳の記事であるが、夏の増水期には、相当水が流れていたと思われる。普通は二十五、六間ぐらい、というから、およそ想像がつく。冬は水が渴れるから、仮土橋をかけることができたのである。筏はどこで組まれたかは寡聞にして知らないが、五日市方面の山の木か、奥多摩の木材を江戸へ流していたのであろう。

「御国役御普請所御座候」

御国役御普請所とは、河川堤防管理の役所であるが、明治元年当時、多摩川河川工事がこの辺で行われていたものらしい。

「用水之儀玉川（多摩川）ヲ引入、隣村福生村残水ヲ相用申候、場所遠田用水之儀者下草花村ヲ引入平沢村二ノ宮村小川村当村五ヶ村組合、玉川（多摩川）ヲ引入申候」

明治元年当時の水田用水の状態である。すでに、水田開発のところで述べたように、熊川村では、古くから、「河向」対岸に、また、比較的新しく、字下川原に水田を作ってきた。もっとも、しばしば出水により、流失してしまい、実際の生産はあまりかんばしくなかった。

「鉄砲無御座候」「鳥獣獵師無御座候」鉄砲云々は、秀吉の刀狩り以来、農民の武器所持に対する為政者の方針の表われである。隣の福生村では、いのしし退治のために、鉄砲を公儀から借りて使ったこともあったが（福生村明細帳）熊川村のように、御鷹場の村は、鉄砲だとか狩猟とかについては特にうるさかった。

このほかにも、いくつか書かれているが他の記事と重複するので略す。

十 神社と寺院

1. 福生村の寺社

明治七年のいわゆる神寄せまでは、どこの村でも部落ごとに大なり小なり幾つかの神社を持ち、それぞれの縁日には部落独特のお祭りをして五穀の豊穰を祈り勤労を感謝し、あるいはこれにかこつけてといつては悪いが、嫁は解放されて里帰りをし、子供はおしきせをしてもらい、親類縁者は招き招かれ、そして男は飲み、女は食べて一つの息抜きとしたものである。また、青年は農業の余暇に囃子を習い神楽の練習をして神に奉納したわけであるが、この練習に集まることにより不良化の防止ができ、演技することにより演技する者も見つる者も、唯一の娯楽として満喫し得たものである。時には歌舞伎にまで手を出し、いわゆる地芝居（ジシベイ）なるものも誕生をみた。

ところが、土地の生産活動が活発になって余った土地がなくなり、信仰の余暇もなくなり、また、神守りに熱心な人がなくなったり、さらに維持経営費等の問題から、部落間の一カ所に集めて祀るという現象すなわち合社が行われるようになったわけであるが、おそらく福生も御多聞に洩れず、この方法をとったものと思われる。

「新編武蔵風土記稿」には福生村の神社として

天神社 社地村除、九尺四方の覆屋なり、村の西にあり、村内宝蔵院持

神明社 年貢地十二歩、二間四方の覆屋、是も同寺の持、

両体権現社 社地村除、三間四方の覆屋なり、小名長沢にあり、祭神伊弉諾伊弉冊の両尊なり、村持

関上明神社 年貢地十二歩、二間四方の覆屋なり、多摩川に臨てあり、村持

陵明神社 小社、小名宿にあり、村民の持

神明宮 社地村除、九尺四方の覆屋、小名中福生にあり

熊野山王稻荷三社合殿 社地村除、九尺四方の覆屋、小名萱戸に在り

浅間社 小名牛浜にあり

稻荷社 小名原ヶ谷戸にあり、共に小社、以上孰れも村持

があげられているが、現在は大部分が長沢の「神明社」に合祀されたわけで、ある部落で縁日に祭りをしても、その実は神社はからっぽということになるわけである。

しかし、合社というのは人間様のきわめて不屈きな御都合主義によるものであるから、名義上はそこに「神社」はなくても祠を作り、本来の由緒に則って縁日には幟を立て、赤飯を炊き旧氏子のお祭りがあるのは、やはり情としてうなずけもするし、それが真の姿とみるべきものである。

旧福生村の鎮守「神明社」

第一小学校の西北、長沢に杉の木立に囲まれた神域がある。町の人々は「神明様」・「やくしさま」・「うぶすな様」等と呼んでいるが、この境内地には南から薬師堂・鐘楼・稻荷様・神明社・八雲神社等がある。いずれも西向きに建てられており、また、境内と前面の道路を境にして「長沢の沢」いわゆる「ドンガワ（堂川？）」の清冽な流れが南に向っている。

「神明社」の祭神は、伊弉諾尊・伊弉冊尊・天照皇大神・菅原道真公・水波能売神・豊宇氣比売神・大山咋大神の七神である。

この神社は前に記した合社の典型であって、何のゆかりもない祭神が合殿となっている。

合社に当っては、当然の結果として境内での配置変更も大分行われたようである。

この地に従前から鎮座し、現在の神明社の主体となったのは「両体権現社」すなわち「小名長沢にあり、祭神は伊弉諾、伊弉冊の両尊なり、村持」と「新編武蔵風土記稿」に掲げられている神社であろう。昔はこの社殿は現在の八雲神社のあるところに南向きに建てられて、参道は墓地の入口、地藏様のところから鐘楼のわきを通じていたといわれ、今の中央石段の参道はなかったということである。当時の「両体権現」の社殿が今、泉の湧き出るほりにある物置であるという。ついでであるが、この物置のあるところに「薬師堂」があったということである。

昔から九月十九日が福生のお祭りとされているが、この祭日は神明社本来の祭日と思われる。

合祀された神々

天照皇大神 天照皇大神は、八雲神社と共に加美の新堀橋を浅野ポールの方へ渡って左手、今、金比羅様があるが、その南に祀られていた。

菅原道真公 前記した風土記稿の「天神社」であって加美の横田寿照氏の門前には、今でも神社の形は厳として存続している。

水波能売神 水波能売神は永田の堰上明神境内から合社したというが、この神は水神であることから、新編武蔵風土記稿の「関上明神社」と関係があり、あるいは関上明神社（現在永田俱樂部に隣接して小祠がある）そのものではなからうか。関上明神社については風土記稿に「土人の話しに昔洪水の時神体いずれよりか漂いしを、村民古堰の上にて得たりしに堰は関と訓同じければとて関上明神と崇めしという、其像長五寸許妙見の形状に似たり」と出ている。

豊宇氣比売神 この神は宇迦之御魂神と御同神であって、すなわち五穀を始め食物、蚕糸のことをつかさどる農業神である。

風土記稿の「稻荷社、小名原ヶ谷戸にあり」とある稻荷様である。

稻荷様は農業神であることから、どここの部落にもあり、あるいは個人持ちとして祀ったものもあり、初午には五穀を表わした青黄赤白黒の色紙をこの順に貼りつらね、「正一位稻荷大明神」と墨書して御神木の枝につりさげて、神前に赤飯やら頭付きの魚（目ざしが多い）を捧げて豊作を祈り、このおさがりを頂く行事が続けられてきたものである。特に子供達にとっては嬉しい稻荷講であった。

大山咋大神 風土記稿に「熊野山王稻荷三社合殿、社地村除、九尺四方の覆屋、小名壹戸にあり」と出ている社であるとみて

よい。中福生会館前の上水に熊野橋がかかっている。

ここで気になるのは、上水の向う側にあった「八雲神社」が「神寄せ」の際に、なぜ「天照皇大神」等の他の小社と一諸に祀られず、境内神社として残ったかであるが、詳かではない。

ただ、現在、神明社の九月十九日の祭典が有名無実の状態で、福生の祭りといえは「天王まつり」で夏祭りを行なっているのを見ると、ひさしを貸して母屋を取られた感がないでもない。

神明社の神官宮本氏は風土記稿の「宝蔵院」の住職であったが、先々代の時（明治初年）に神官になられたとのことである。

その他

「陵明神社」については風土記稿に「昔年多摩川上水の新堀開鑿の時土中より銅仏、併せて長き石を得たり、俗に傘石と云よし、平将門を祭るの文をえれり故にかく云、後その銅仏を失って今は石のみあり」と出ているが、現在永田の内田満蔵氏の庭隅に石棒のみを祀った小祠がある。

町内在住の立川愛雄氏の調査による神社関係のものを幾つか記してみると、

地藏屋敷跡 福生町牛浜四一（井上彦太郎氏宅附近）

清巖院大門跡 福生町中福生四七〇附近

神場跡 福生町中福生四七八附近（森田幸造氏宅）

稲荷屋敷跡 清岩院地続

神明社跡 福生町中福生五一七附近

産土神 福生町中福生（井上、木村阿氏十八戸の産土神、神寄せのため神殿はない）

寺 院

○ 清 巖 院

旧福生のほぼ中央中福生、多摩川に近く玉川上水に沿って清巖院がある。樹木鬱蒼、庭園もよく整い古刹の感が深い。

「新編武蔵風土記稿」に「福生山と号す、臨済派の禪宗、当郡小和田村広徳寺末、御朱印寺領十石を附せらる。本堂八間に六間、本尊釈迦木の座像長一尺二寸、開山心源応永十年十月寂す、開基清巖院一便宗見大居士世俗称及び卒年を失う」とある。

清巖院住職三十世榎本牧宗師の話によれば、『元祿以前の過去帳はない。今から二百年程前火災にあったため古文書は失っている。寺の宝物にしているものに建仁年中源慶作の弁財天の木像がある。この木像は二十三世耕岩和尚が徳川十一代家斉將軍より賜ったものであると伝える。なお、清巖院は古くは青蓮院と号した』とのことである。

壇家は明治十八年に九十七戸、現在は約三百戸であることから、町の発展も図り知ることができるわけである。

○ 長 徳 寺

多摩川を背にして永田に長徳寺がある。整った境内地、堂宇を見ては福生における大寺の一つと言える。「新編武蔵風土記稿」に「境内除地九畝玉雲山と号す。臨済派の禪宗、小和田村広徳寺末、本堂七間半に六間、本尊十一面観音木の座像長一尺五寸、開山肯外寛正元年寂す、十三堂境内にあり」と出ている。

「火災のために多く古文書を残さず参考となるものはございません」との甘木宗裕師の言葉である。

○ 宝 蔵 院

「新編武蔵風土記稿」に「宝蔵院。除地二段五畝明玉山と号す。新義真言宗、当郡大久野村西福寺末、本堂八間に六間、本尊不動木の立像にて長二尺五寸、開基は詳ならず、観音堂二間に三間十一面観音立身の木像二尺」とある。

さて、この宝蔵院は前記神明社宮司宮本氏宅のあるところである。が、さらにそれ以前の「宝蔵院跡」が長徳寺の北、宮本橋を多摩川の方へ渡り、右に曲った左手のところであるらしい。今でもここに宝蔵院住職の墓地や庚申塔などもあり、通称「宮本の墓地」前の土地が宝蔵院のものとして今もあり、また、この墓地と上水をはさんで対称的のところに「大門」という家号の残っている井上さんがある。上水がないものとするれば、ここから宝蔵院へ通ずることができたのあろう。

「宝蔵院」は古くは明玉山長福寺と称していたが、享和年間に巡光山宝蔵院と改めたということである。ここからいわゆる「宮本」へ移ったのは「玉川上水」のためであるといわれている。宝蔵院住職の墓で年代の判読できる最古のものは「宝暦十二己七月朔日」というので、玉川上水竣工後百年はたっているが、しかし開基は不明であるということであるので、おそらく上水工事のめに移転の止むなきにいたったものと思われる。加美の横田圭介氏、井上和氏、重高崎佐一氏等の家も、上水工事のために移転したのだそうである。

この宝蔵院も今はなく、本堂は瑞穂町の某寺へいっているとか、観音堂だけは宮本宮司宅の前に現存している。

2. 熊川村の神社

「新編武蔵風土記稿」に、熊川村の神社として載せてあるものは、次の通りである。

- (4) 礼拝明神社 「社地除四段六畝十二歩、二間に一間半の覆屋、小名鍋ヶ谷戸にあり、祭神生石命と云、神職河内持なり。」

これは、現在の熊川神社である。「礼拝」という名の由来は、正長二年の神社棟札に「日待供養のために礼拝の宮

を建立する云々」とあるところからよるものと思われる。祭神の生石命というのは、ちょっと変わった名前であるが、社伝に言うところの「往昔玉川（多摩川）水面夜々靈光ヲ放ッ事数日間……村民靈光の所在を搜索して一箇の靈石を得たり、村民奇瑞を感じ該靈石を以て大国主命の荒魂となし、ここに生石命と称し云々」から来ている。

礼拝明神社は、熊川村を支配する私領主からも敬意を払われ、また、棟札に残る寄進者の居住範囲から推しても、江戸時代の初め頃に、ほぼ一村の産土神としての地位を確保したと考えられる。恒例の季節の祭礼は勿論のこと、村をあげての雨乞の儀式なども、この境内で行われたと語り伝えられている。

明治初年に書かれた「熊川神社調査簿」を見ると、末社として天神社、稻荷社、山神社、比宇斯社、日枝神社を有していると記されている。これらは、江戸時代にあつては、村内所々に素朴な村民の信仰の対象として祭られていた。科学や医学が未発達な当時にあつては、現在では、すでになかは忘れ去られた存在でしかないこれら小社も、村民の心の支えとして意義をじゅうぶん持っていたのである。たとえば、比宇斯神社は、当時恐れられていた流行病（はやりびょう）の一つである天然痘から、身を守ってくれる痘瘡神として、村民から崇められていたのである。

(四) 稻荷社 社地除五畝、小社、村の南にあり、村内千手院持

(ハ) 神明熊野両社合殿 小社、村南にあり、各免畑なり、神明三畝二十二歩、熊野二畝二十八歩、村内真福寺持

(ニ) 千手院 境内除地、二段大並山と号す、済派の禪宗、当郡柴崎村普濟寺の末、本堂四間に七間半東向つて、本尊は千手観音木の坐像長一尺五寸ばかり、開山を意春楓泊と云う。

(ホ) 真福寺 境内除地、一町二十歩、小名内出にあり、抽井山と号す、新義真言宗、当郡横沢村大悲願寺の末なり、本堂五間に八間、本尊不動木の坐像長二尺八寸、開山秀長僧都、

観音堂三間に二間半、本尊如意輪観音、木の坐像長五寸許、

（ハ）福生院 境内除地、三段二十四畝、玉応山と号す。済家の禪宗、当郡野辺村普門寺末、本尊釈迦、近年失火して過去帳をも焼失せし故、開山開基詳ならず、堂宇いまだ再興せず。
観音堂は境内にあり、十一面観音長五寸許、是亦焼失して再興せず、

十一 村民の信仰

修験道 修験道は「日本の民族的信仰である禁忌の觀念にもとづく払淨の祭儀を中心とした巫者の信仰や、山岳森林の自然崇拜の觀念が、中国伝来の道教説の神仙思想や方術のような呪術的信仰、または仙道修行の山林拝するの風習や籠山修行にむすびついて特殊な宗教的形態をとったもの」（藤沢衛彦著・日本民俗学全集、修験道について）といわれている。後、山岳仏教と結びつき、僧侶の外に在俗行者（山伏）の発生は、この教えを、全国的にひろめていく。

福生町にも、近世の頃、修験者がいたことを、村方明細帳は伝えている。内出氏文書によれば、福生町の修験者達は、山北白河の聖護院派に属していた。この文書は、応長年間のを最古にしているので、布教は、中世から行われたものであろう。地方教団は、在地で修法する山伏達を、自己の勢力に繰り入れようとして、争論まで起している（内出文書）。

福生町に、修験道が広まったと思われる中世の頃は、神仏混合の時代であった。各教団の布教者の中には、在地にとどまり神官になった者もいた。また、もともと仏教とは密接な関係にあるので、布教者の中には寺院に身を置き、僧侶となった者もいた。宝蔵院の前住は修験者であったという。

熊川神社も、修験者が関係していたらしいことは、慶長二年の棟札に、「願主一乗坊」名があるのをみても肯ける。

また、現神官野口氏家には、祖先が山伏であったことを伝えている。

修験者の布教は、加持祈禱の効力を示しながら村民の信仰をあつめて行ったのである。福生町にも、この加持祈禱が、平生の生活に浸透していたことは、次の天狗の項をみても、わかるのである。

天 狗

藤沢衛彦氏によれば、天狗とは「修験者の大先達である宗匠」であるという。赤い顔・高い鼻の天狗はたしかに修験者の恰好をして描かれている。しかし、絵にある天狗の姿を想像した人々の心の中には、平地に住む人とはまったく異なった生活を営む山人たちの生活を垣間見た経験が、山中に普通人とちがった人の存在を思っていたからである。こうした心眼状況のとき、山を道場として修業する修験者の姿は、天狗を生み出す恰好の条件をつくり出したのである。人格化された天狗は、山人への平地人の恐怖も混合して、おそれられる面を強く出している。天狗にさらわれた話がそれで、福生町にもそのような天狗話が残っている。

新堀橋のそばに高い杉の木があった。杉の木には天狗がいて、下を通る人をおどかした。腕自慢の者が行つて、天狗と相撲をとったが負けてしまった（村野和助氏談）。

琴平さんのお祭りの晩、子守りに来ていた女の子がいなくなった。家中大騒ぎをして探したがいない。神かくしに逢ったのだろうということになり、明日、今熊様に行くことに決めた晩、ゴーツと空に音がして、「オッカア」という声がした。集まっていた人々が外に出てみると、木の上に神かくしに逢った女の子がひっかかるようにしていたという（福生一の森谷宇一郎氏談）。

農民が一鉢一鉢畑を耕やしているのを天狗が見て、人間はどうしてあんな馬鹿な真似をしているのか、俺なら一度にあの四角なもの（畑）を一度で持ち上げて、ひっくり返してみせると夜おそく畑にいつて、畑の畔を持つてもち上げたが動かなかった。何回やっても同じであった。天狗は、夜明けまで何回もくり返し畑を持ち上げようとして頑張

ったが、結局、失敗に終ってしまった。朝日が畑に光を投げるころ、天狗は、あきらめて山に帰ってしまったが、帰りぎわにつくづく人間の仕事ぶりが、たとえ少しづつでも大した仕事を知ってびっくりしたのである。

(石川 一氏)。

天狗に恐れを抱いていたことは、前にのべた「神かくし」・「天狗との角力」に、はっきり出ているようである。神隠しに逢った場合、川口今熊様に行つて神隠しされた人が戻つて来るように頼むと効果があるという信仰は、福生町に現在でも残っている。

今熊様では、太鼓を叩いて祈ると聞いているが、この加持・祈禱の類は、修験者達によって多く行われた魔性降伏の手段である。修験者達が近世農村において右にあげた加持祈禱を布教に用いたことは、想像に難くない。天狗の妖力も修験を相手にしては、無力であるとなんが感じたとき、「天狗の畑おこし」の話のように、天狗を小化物程度にひき下ろす、すなわち、天狗より人間の優位性が生まれて来るのである。福生町の天狗信仰は、この点非常に怖れている面と、天狗の話が、単なる笑い話だけの意味を認めるという両面をもっているのである。

天狗隠しとは異なるが人をさらつて行くと信ぜられた妖怪に、ヨドウサレがあつた。

「ヨドウサレが来るぞ」

という言葉は、夕方遅くまで戸外で遊んでいる子供に、「こわい化物が来るから早く家の内へ入りなさい」といういましめにこの妖怪の名をつかうが、夜遊びをして遅く帰った若者に、親爺達が「このヨドウサレ奴」というとき、ぶらついている者を、ヨドウサレと呼ぶに至つては単なる叱責の言葉としか受取れない。子供にはこわい妖怪として響くが、ヨドウサレも、成人にはその実存さえ無視されているおもむきがある。勢力のない妖怪がいたのであろうか

(村野和助氏談)。

小豆洗 小豆洗を見た者はいない。しかし、福生村の多摩川より岸端の小川に、小豆洗が出たという（村野和助氏談）。

小豆を洗うような音がするので行ってみると、音はその先に聞えるという。音だけがくらやみにザクザクと聞えるので、一層不気味であつたらしい。見た者はいないと言ったが、この小豆洗いは、老婆であるとも伝承されている。

狼 青梅街道を夜遅く、用のある人が牛浜の方にしようとして、青梅橋まで来ると橋の上に黒くうずくまっているものがいた。気味が悪いが、この橋を通らねば遠まわりになるので、近よってみると、犬のようである。唸りもしないでじっとしているのでこわごわ通り越してしまった。後でそのことを人に話したら、「御岳山のお犬様だ」と言われたという（小林良一氏談）。

お犬様は、御岳神社のおつかいの狼のことである。大口神ともいわれ、その絵姿を戸袋にはっておくと盗難にかからないと今でも信じられている。お犬様については、送り狼という言葉がある。御岳山におまいりに行った帰り、ころぶと喰われてしまうが、そうでない場合は、無事ふもとに着くまで守ってくれるというのである。また一説に、送られている間は、後を見てもいけないともある。

お犬様の信仰は、日本民族間における山岳神仰のことも一応考えられるが、講を布教対象としている御岳山（神社）の御師達の口から伝えられたものであろう。

地藏坂に御獄神社があったのも、御獄信仰が、いかに普及していたかを知る（牛浜・高橋氏談）。この御獄信仰の中に、神の御使いとしての狼信仰がわかりやすい形として、民間に深く浸透したことは推測に難くない。

狐 牛浜の土手にきれいな狐火が並ぶと、西か東に必ず動いたものです。おかしなものであれが狐火と言われている私が見たのですが、たしかに、チラチラ動きます。おもしろいことには、前の方が消えたと後の方に一つ出て、同じ

数が何時までも続くのです（村野和助氏談）。

狐は、イナリ信仰にあわされて、信仰された動物で、超自然的な力を持つと思われる。狐にだまされた話はよく聞くが、狐ならば化かすであろうと人間側から、誰でもこの話を肯定するところに、民間信仰に占める割合を、狐は多くもつ、初午に、アブラゲ・メザシ・小豆飯をそなえるのも、イナリ様の祭というより、狐の好物を捧げる感が深い。個人宅にも、イナリ様は、多くまつられている。また、講中で祭られている場合は、皆で金を出し合ったものを、初午の日に貸し出し来年の初午に決算する無尽も行われていたようである（高水茂一氏談）。また、部落で膳・椀などを揃えておき、講中の者の入用時に貸し出すことも行われている（熊川南内出地区）。

むじな 多摩川沿いの崖にむじなが沢山いて、夜よく鳴くので、家をひっこした人もあったそうである（吉田氏談）。むじなも狐同様、超自然力を持つといわれている動物である。

庚申 清巖院の門前には、庚申塔が数基ある。この塔には講中とあるので、村内に設ける信仰集団で庚申を祭った名残をしめす塔であることは言うまでもない。庚申信仰は、「庚申にあたる日の禁忌行事を中心とする信仰で、本来は道教の説にもとづく。庚申の夜には、人体にひそんでいる三つの尸（し）、あるいは「ほう」と呼ぶ虫が、睡眠中にぬけ出し天にのぼり、その人の罪過を天帝に告げて、命をうばわしめる。それ故庚申の日には眠らず身をつつしまねばならぬ」（日本社会民俗学辞典、庚申）とあるごとく、講中、夜を徹して祭るを初めとしたのだが、農村地区にこの信仰が及んだ近世には、深更まで飲食・談笑する集会（講）になっていた。さきにあげた清巖院門前の庚申塔は、元祿・享保期のものであるので、三戸の虫の伝承が影をひそめ、愉快に庚申待を行なった頃の名残りであろう。南地区にある庚申塚には、青面金剛とあり、下に、三猿を刻み、講中の者の名が見えている。また、真福寺境内の塔にも同名がある。「近世末期、青面金剛をまつる大坂四天王寺・京都八阪・江戸下谷坂本喜宝院の庚申が日本三庚申などと

呼ばれてことに有名になった」(日本社会民俗学辞典)とあるので、この影響があったのであろう。南の庚申塔は子供好きでここで遊ぶ子供は、決してけがをしない(石川政一氏談)というのも、庚申信仰のもつ他面を示している。三猿が刻まれている塔も多いので、この庚申信仰は時代と共に、その信仰対象を加え複雑になって来たものと思われる。

その他 信仰団体には、富士浅間講・秋葉講・榛名講・念仏講等がある。念仏講は塔も築かれ、寺にいつて珠数をくって念仏を唱和したことを、未だおぼえている老人も少なくない。

十二 江戸時代の街道

道路と人間生活の関係の深いことは今さらいうまでもない。すなわち町の発展を考える時、道路の変遷をぬきにしては考えられないといってもよいからである。現実に昔、村の重要道路が旧道になり更に廃道にすらなっている。この道路の変遷は聚落の移動・発展と密接な関係にあることは事実の姿である。このように道路の動きは時世において産業の動脈路線としてあるいは人々の交通や物資の輸送を通じて、町の生活と他地域を結び、人々の生活圏の拡大を容易にさせる、等々その使命は大きいのである。

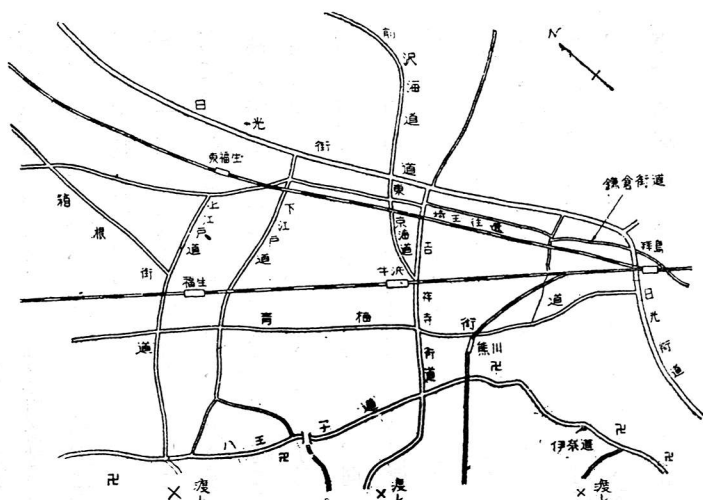
ここには江戸時代の街道という報告をするのであるが、極めて資料乏しく、時代的にはすっかり押えられない。従って一般的に昔の道といった方が妥当であろうし、考証も不完全であることを前もって申しのべておきたい。

先ず熊川の方で忘れ去りそうな道として、伊奈道および鎌倉街道(別名、コブイチ街道)等がある(第4図)。

△伊奈道 Ⅱこれは増戸の三内の石を江戸城に運ぶときに作られたといい、秋留台地の南縁方面から江戸に出る道であり今は崖がくずれてその跡がわずかにわかる程度である。

△鎌倉街道 Ⅱ徳川期以前の交通の名残りとして別名コブイチ街道ともいい、埼玉県コブイチから八高線に沿って五

あるが、内容から見て、明治初年に誌したものと思われる。すなわち道路について等級がしるされている。県道とか、里道というように、この等級は明治九年（一八七六）に太政官布達によって国道・県道・里道の三等級を定めた（郷土史辞典）。このことから考えて明らかである。



第 4 図

丁橋の東に出て、大神から多摩川をぬけ鎌倉に通る道であった。

コブイチ街道—日光橋—ワラツケ街道—府中—鎌倉
〔府中街道〕

△吉祥寺街道—五日市—平井—二宮—牛浜—砂川—新宿
（現在は全部ではないが、）で伊奈道と並んで東西に走る街道であった。従って牛浜などはこの街道沿いに聚落も発達し、現在新道と呼ばれている牛浜分は名の示す如く横新田の地名があるように後に聚落が発生したのである。

△青梅街道—青梅—福生—熊川—拝島—柴崎（立川）、古くからあったが、これは地方交通路で幹線ではなかった。

△日光街道—八王子—拝島—熊川—箱根ヶ崎—豊岡—日光、現在は国道一二九号線とも呼ぶ。

以上が熊川を通ずる主要な道であり、次に福生分についてあげて見る。この根拠となるものは前述の福生村誌稿の写で

県道としては、埼玉往還と八王子道の二つであり、里道として青梅街道・箱根街道・東京海道・上江戸道の四道であり、いわゆる、村道として下江戸道・前記海道の二つがあがっている。この道ごとに地図上（第4図）に現わしてあるが、曖昧な点があるのではないかと思われるのであるべく詳しく紹介して見たい。

△埼玉往還 熊川村より石畑村と川崎村の間に入る幅四間の通りで、延長十六丁三九間とある。従って熊川分に記した鎌倉街道に重複し、上に至って青梅道に通ずるものとして押えた。もちろん鎌倉街道を後に、この名称にしたことも考えられるのである。

△八王子道 川崎村より牛浜に至り熊川に入る延長二十丁三間、幅二間と、橋梁一とある。これは玉川上水沿いに走っていたことは事実であるので、現在の都道一三号線（熊川では俗に新道と呼ぶ）に変遷した道であろうと考えた。

△箱根街道 草花村より福生をぬけ川崎に入る延長十八丁二十間三尺、幅二間で、渡しが一、橋が一、川崎―石畑―扇町屋に入る要路とあるから、五日市方面と入間郡扇町屋、豊岡方面を結ぶ幹線であろうと考えた。なお、五日市扇町屋往還という記事を見るのであるが、同一のものと思われる（現在では都道九六号線になっている）。

△上江戸道 中央字奈賀と加美の界箱根街道より分れて、字武蔵野に至る十二丁五八間、幅二間三尺で、石畑村を経過し県道甲州脇往還に合す（現在では補助道六七号線という）。

△下江戸道 奈賀里道より本郡石畑村に入る二十八丁二十八間三尺、幅二間で三ツ木の残堀に至り県道甲州脇往還に合し、田無に至る東京への要路であった（現在では都道六号線である）。

△青梅道 東南の方、熊川村より川崎村に入る延長十九丁二十六間、幅二間半、平坦大小、盤曲十七とあるのみで、押えにくい、前記青梅街道を指していると考ええる。

△東京海道 草花村より本村（福生）と熊川を分割し砂川村に入る。二十丁、幅四間で砂川村榎戸新田―小金井村

に通ずとあることからして、前記吉祥寺街道と条件は同じ面もあり、それから分かれた道とも考えられる。

△前沢海道 川字牛浜と武蔵野界、東京海道より石畑村に入る延長十八丁十四間、幅二間とある。また二丁二十間砂川村と分界すともある。このことより現在の基地の中を走っていたものと考えて見たのである。

以上、充分な考証なしで記述して見たが、道一つ取上げても、歴史を採す材料はあり、なかなかほんとうのことを掘り起すことは、困難が伴うということである。

なお、街道に不離な関係にあり、他地域との交通をとりもつものとして、当福生町には、三つの渡し場があったことを付言しておこう（料金を払って、船で多摩川を渡った……船渡しである。しかし、橋も全然なかったわけではない）。

その1は箱根街道に属する。草花から福生に抜ける多摩川、すなわち現在の永田橋辺と見ることができるのであり、

その2は吉祥寺街道に属する。二宮から牛浜に抜ける多摩川に位置し、角屋（高橋角藏氏）の崖下に「石浜の渡し」なる石碑のあることから、立証には充分である。

その3は現在でも土地の人は渡船場と称し、明治時代はもちろん、大正の初期まで、以後昭和十年前後まで、これは橋渡しであるが、料金をとって通行させていたもので、内出と南の堺い（新坂と呼んでいる）から小川に抜ける前述の伊奈道に属するものであろうと考えるものである。

なおこの時代は河川交通が重要な意味を持っていたことを見逃してはならない。

更に交通に関する一つとして、助郷制度がある（交通の手段として幕府の公用旅行者、又は特権旅行者のために、常備の人馬では足りないので、村々から幕府は石高に応じて一定数の人馬を徴発してこれらの援助をさせた。勿論助郷から提供する人馬に対しては御定賃銭が支払われた）。文政十一年の宗門改帳（宗旨人別改）——長塩長五郎領分（野島茂雄氏文書）によると、

戸数が三十八軒（鍋谷ヶ戸）の中、十二軒が馬を各一疋所有したとある。これは約三軒に一疋の割合で馬を持っていたことになる。この馬は当時の記録（御廻状之写）に伝馬助郷に供されたという事実があるのである。すなわち玉川上水の水元である羽村壱ノ水門の建直しや、その他の修復および砂川や高井戸、遠くは玉川上水の終着に近い四谷天竜寺前まで馬をだし、物資の輸送を通じて人馬の労力を提供したのである。ちなみに賃銭の人と馬をくらべて見ると、人足五百文、馬老疋八百文と相談したとか、時に人足一人四百文とつより馬老疋五百文小遣いに渡したとか、一定してはいなかったようである。当然のことながら労働時間とか距離とかにこの差異があらうと思うのである。ともあれこの熊川において言えることは、近世における圧倒的な人馬の労働力は農業開発でなくして、近世初期に完成したこの玉川上水の開運につらなる場に提供されたのであるということである。

街道に関係した交通となると、まだまだ、つきないものであるが、消え去りゆく道路に関する一面を記しておくまでである。

十三 伝 馬

熊川村における伝馬役は、主として、玉川上水関係と、尾州藩鷹場関係のもの、および將軍の日光山御社参のものがあつた。

玉川上水の伝馬役は、江戸表より羽村上水水元までの、役人通行の際に課せられた。その内容は「御廻状写」（天明七年六月／寛政四年七月）「石川一郎氏所蔵文書」にくわしいので、例として幾つかを左に掲げてみる。

1 賃人足三人

賃馬老疋

右者玉川上水水元羽村^〆水門建直其外御修復^并上水通^〆為御用定請負之者明十日明^ケ七時出立申渡候依^レ之書面之人馬御定之賃錢請取之村々無^レ滯可^ニ繼送^二候

2

- 一 賃馬^〆定 内田源四郎
- 一 賃馬^〆定 平賀定次郎

右者玉川上水場^〆福生村新堀^〆四谷天竜寺前迄村方^{サライ}浚^ニ付明十四日明^ケ六時出宅羽村表^江召繼候間書面之賃馬御定之賃錢取之村々無^レ滯繼送可^レ申候尤余分之人馬差出申間敷候但上水場^〆罷越候^テ付上水溜江罷出可^レ申候

十月十三日 御普請方役所

内藤新宿

高井戸村

無礼村 熊川

岡田新田 羽村

田無村

小川

砂川

3

- 一 本馬^〆式正 大林与兵衛
- 一 人足 拾人

右 此度江戸玉川上水水元為見分罷越候^ニ付書面之通^リ人馬被^〆間無賃村繼人馬往返^并御用中無^レ滯幾度も可^レ出候右之通松越中守殿御下知^ニ付相触者也

亥十一月十日

(略)

これらは、いずれも、玉川上水関係のものであるが、次に、尾州藩鷹場御用のための伝馬の例を掲げてみる。

4 覚

以三村継ニ申入候然者今般尾張宰相殿鷹野当月十三日鷹場江被ニ相越ニ候附而者村々左之通人馬差支等無レ之様来ル十二日七ツ時館村旅宿江可レ被ニ罷出ニ尤村々村役人老人ハ宰領として差添可ニ罷越ニ候勿論帰郷之節江戸江荷物持送らせ候是又其心得可レ有レ之候以上

二月九日 御鳥見方

これら御伝馬役には、人馬それぞれに、「御定之賃錢」が支給される場合と、(3)や(4)のように「無賃」の場合とあった。御定之賃錢がどのくらいのものかよくわからないが、おそらく、道距・日数・荷物の大小等で、多少ちがっていたであろう。そして、これは、伝馬を勤めた者の収入となった。無賃の場合というのは、玉川上水御用では、伝馬役が大勢の場合に多い。また、尾州藩鷹場御用の場合は、大体が無賃である。

第4表 玉川上水御見廻御用并尾州藩鷹場御用伝馬

年月日	人足 (人)	馬 (疋)
天明7.		
6. 14	2	1
6. 17	19	
6. 19	3	
7. 16	3	1
7. 18	20	
7. 19	3	
7. 21	2	
8.		
4. 8	3	1
4. 8	1	1
5. 13	33	1
8. 22	2	3
8. 22	2	1
寛政2.		
2. 9	7	2
5. 9	3	1
5. 10	1	1
6. 13	1	
6. 14	3	1
8. 11	3	
10. 12	10	1
10. 13		2
10. 19	1	
10. 20		1
3. 8.		
8. 10	4	
8. 17		2
8. 18	12	3
10. 17	1	
11. 10	10	3
11. 11	1	4
12. 18	1	3
4. 2.		
2. 14	1	1
4. 19	1	
6. 17	1	
7. 15	5	1

(天明7年6月より寛政4年7月まで) 石川一郎氏所藏文書による

第4表は、先の御廻状写による、天明七年（一七八七）六月から寛政四年（一七九二）七月までの伝馬御用勤めであるが賃銭がでるにせよ、このようにたびたび狩り出されるということは、村民にとって迷惑であるし、苦痛でもあった。特に、猫の手も借りたい農繁期においてはなおさらで、農業生産に及ぼす影響は大きかったと言わねばならない。

無賃の場合にも勿論それにかかった費用は、すべて村持ちであり、これは、労力を提供するもの、金を出すのも同じ村民であることからして、二重の負担であった。その例を、天明八年四月二十六日と、五月十三日にあった「玉川上水御巡見衆中御通り」の時の場合でみると、四月二十六日は「小巡見衆中御通り」で、そのおもだった役人は、御目見御勘定村上百助、御支配御勘定笹川運四郎、御目付山本庄左衛門であった。この時は、内出の名主勘六と、北（鍋ヶ谷戸）の名主伴蔵兩人が、お伴をして羽村まで行き、勤めを果して帰った。この日は大雨だったので、皆難儀をした。人足は羽村へは出さなかった。一方、羽村に泊った御巡見役人のために、三拾貳貫かかった。この費用は、羽村・五ノ神村・川崎村・福生村・熊川村・上草花村・下草花村・平沢村・菅生村の九カ村が、三分の一を村割、残り三分の二を高割（村全体の生産高で割る）で割って負担した。続いて、五月十三日の場合をみると、この時の御巡見役は、倉橋長左衛門、三田権之助、内藤平□等で、人足三百三十二人、馬三十三疋の伝馬であった。これを、拝島村・熊川村・福生村・川崎村・羽村・五ノ神村・上草花村・下草花村・二ノ宮村・野辺村・小川村・上川原村・田中村・大神村・平沢村の村々で高割にて割りふり、熊川分は人足三十八人、馬六疋ということになったが、そのうち人足五人、馬三疋は都合により引いて、結局、人足三十三人、馬三疋を負担したのである。これは、さらに、村内の北、内出、南の三組に分けられ、それぞれ、人足十二人、馬一疋（北）、人足十五人・馬一疋（内出）、人足八人・馬一疋（南）を負担し、御伝馬相勤めたのである。

このような場合の人足や馬に対する賃金は、三組の村役人が相談し、統一された賃金を決めたようである。その一例として、「尾州宰相殿鷹野」(天明八年)の伝馬の場合をあげてみよう。「二月十二日出シ館谷村^五参十三日之御伝馬相勤」めた人足七人、馬二疋に対して、熊川村名主三人等立合で、人足一人に五百文、馬一疋に八百文ずつ払うことを決めてゐる。しかし、実際には、人足には四百文、馬には五百文しか渡してゐない。その外に、このときも、役人の宿泊などの費用で三十二貫八百五十二文かかっているが、これは、先のように、村割、高割をして各村々に負担させており、熊川村では五貫三百二十九文の負担となっている。

次に、日光山御社参の伝馬役であるが、これの詳細な記録がないので、くわしいことはわからない。これらの時は、特に名主は忙しかったとみえて、南・内出・北の名主らが中藤村での会合に、しばしば出かけていることが、安永五年の記録に残されている。

以上、みてきたように、このような伝馬役は、先にものべたが、農民の生活を非常に圧迫するものであった。このために、地方によつては、農民一揆をすら起したところもある。明和元年に上野、下野地方に起きた一揆は、参加者二十万人といわれた。もっとも、村民の中には、賃人足を生活の支えとしていた者もあっただろうが、それは、例外といわねばならないだろう。

十四 玉川上水の舟運

江戸時代のこの地方における運輸手段として、もっとも一般的なものは、馬による輸送であった。畑地がほとんどであった武蔵野台地上の村々にとって、畑作物を江戸や、近くの市場に送って、これ売り、金に換えることは、生活を支えていく上に極めて大切なことであつたが故、馬による輸送は欠くべからざるものであつたのである。しか

し、江戸まで、わずかな荷を馬にのせて往復することは、経費の面から、また、能率の上からも決して思わしいものではなく、それが故に、早くから、玉川上水による舟運ということは、上水縁の村々のみならず、この地方一帯の人々の共通の願いであったようである。

この願いは、新しい時代に入って、明治三年四月十五日の玉川上水羽村、四谷大木戸間の通船開始によって実現したのである。羽村名主源兵衛、砂川村名主源五右衛門等が、これを実現する上の有力者であった。

船は、長さ六間・幅五尺までのものとし、一そうにつき砂利一坪、金十円の権利金を政府に納めて使用した。村々の野菜などの産物を一杯積んで四谷大木戸まで送り、そこから市中へは馬等で運んだのであるが、羽村から大木戸までの舟賃と、そこから市中までの馬による輸送賃とは、はるかに舟賃の方が安かったのである。

もともと、上水船運がなかなか許されなかった理由というのが、これによって川水が汚され、飲料水として適さなくなることを恐れたからである。従って、船運にたずさわる人達は、この点を極度に注意した。船には、必ず便桶一つ宛用意し、舟子共へ堅く申付けて、上水を穢させないようにしますと、その請証文にも書いてあるが、これも結局は、船の数が増すにつれて水がよごれ、後にはついに廃止を命ぜられる原因となってしまったのである。

船運開始後、舟の数は増加の一途をたどり、その盛況はまことにめざましかったようである。当局側も、船百艘までは届け次第許可しようと考えていたようであるが、実際に、何艘動いていたかははっきりしない。

また、何の理由からかはっきりしないが、小川村とか、高井戸宿などで、石などを船にぶつける悪質な妨害もあった。大変困るから、石などぶつけられないために、「御用と相印候御幟船毎に相立」たいから幟をくれと願ひ出たところが、それでも、ぶっつけられるようなことがある。と上の御威光にかかわるからだめである、と断わられたこともあった。

先程も述べたように、この船運は、上水がよごれるという理由で、わずか二年たらずの明治五年四月十五日に廃止させられてしまった。沿岸の村々では、上水でいけないなら、新らしく堀を掘ってもよいからやらしてくれと、何度となく請願してみたが、無駄に終り、ここに上水船運のわずかな歴史が閉じられたのである。

福生村誌稿によると、当時、福生村では、玉川上水路船渠加として「永百拾貫文、内永六十一貫五百三十八文六分三年増」を納めていたことが知れている。

十五 慶応の農民騒動

世にいう「ぶちこわし」のことである。ぶちこわしといえは壮年以上の方であれば、たいてい言い伝えて知っているようである。ところがおうおうにしてこの事件が秩父暴動（明治十七年）と混同している向きが多い。そこで率直に福生にも関係のあるこの郷土の出来事を調べた範囲で簡単に紹介しておこう。言うまでもなく、明治維新直前の社会が極めて不安定であり、民心の動揺がはげしく、無政府無警察の状態であったことは誰でも認めるところであり、本郡に暴動が起ったことも不思議なことではないが、意外に範囲が広く、天明の一揆（打こわし）羽村、箱根、崎など比べものにならないほどそのスケールは大きいのである。この暴動の直接原因は、物価高に悩み続けた折も折、頼みとする養蚕も思わしくなく、窮民は極度に恐慌をきたし、返すあてがなくても金を借り、質に入れ、質草すら持たない人々は文字通り裸一貫となつて行つた。それらの人々を救おうとして、現入間郡名栗村平沼弥太郎氏、いわゆる鳥井大尽をはじめとして、二千両借りようとしたが一向に借りられず、一同腹を立て、交易商人、穀屋、酒屋、質屋、高利貸等をやっちまえということ、打こわしの計を立て、ここに名栗村を中軸として、成木、吾野のものを加え時に慶応二年六月十三日の夜、飯能河原に集結し、夜明けを待って飯能に押出し、手始めとして油屋八兵衛をはじ

め五軒を打こわしそれより笹井を通過して扇町屋（豊岡）に乱入、ここで長谷部酒造外五軒をこわし、その後新しい勢力を加えて一手は坂戸村に、一手は所沢に、一手は黒須より牛沢を抜け、森坂峠を越して東金子の小谷田に入り、谷ヶ貫より山岸通りを通過して青梅に乱入している。

なお青梅に入っている一方は、成木谷を主流としたものが小曾木を抜け、黒沢から青梅坂を越えているのである。さて青梅に入ったのが十五日八ツ時であり、吉野屋を皮切りに四軒をこわし、その他被害を免がれるために大歓待をした横川忠兵衛等がある。

それから二派に分れ、一派は二俣尾から沢井へ、そこに上成木の大沢入から平溝へ抜け出てきた二十人（数百人ともある）が合流、高橋を渡って御岳村へそれから多摩川の南縁ぞいに抽木、下村、長淵村等より人足を加え勢力三千人（二万人ともある）梅形峠を越して大久野に入り、それより五日市に乱入しようとして小倉原のまいまい坂（蝸坂）で五日市勢約千人と戦闘をし、徒党は散乱しこれによって死者二名、生捕人二十三名を出したのである。さて当福生に乱入した徒党は青梅から分れた一手である。新町（綿屋・山下半十郎氏）をこわし、十五日夜五ツ時に新町を抜け、師岡新田（清水久兵衛氏）を破り、箱根ヶ崎に入り名主村山為一郎（二直）氏と掛合い、ここで穏やかに話がまとまり夜九ツ半時中食をとり、それから福生の田村重兵衛宅に乱入したのが夜明けであり、道中人足をかり集め、熊川の石川酒造に向う。ここでは、歓待、御馳走したので、被害を免がれ、暴徒は拝島に入りそれから大神中神を抜けて宮沢の田村酒造（午後二時三十分）においては大荒れに荒したのである。建物ばかりでも打こわされた雑材は積んで一丈余もあり、酒蔵の大樋を徒党の中の樋屋がタガを切ったため清酒が流れ出て川のせきを切った如くなり、この酒が福島の井戸にさして水が酒気をおび、のむことができなかったと当家の記録にある。

この田村酒造から八王子に抜けようとして築地の渡に押出すのであったが、既に飛報に接して早朝から待機してい

た江川太郎左衛門、御手代出役増山健次郎を総大将とする八王子宿の農兵、佐藤彦五郎の率いる日野の農兵に阻止され（交戦は舟を押渡してしたが）完全に破られている。ここでは徒党側に即死十二人、生捕り三十二人という惨害を見たのである。この際よく八王子の千人隊にやられたというが、近藤勇を中心とした千人隊は当時上洛（京都に出兵して）いたとして居て、こちらには殆んど不在であったのである。

この打こわしのために没落していった家をはじめ、多くの被害を受けた軒数は一八三軒に及び、その内当時の職業のはっきりわかつている六五軒を見ると、米屋・豪農・名主の各二〇％を首位に、質屋・糸縷屋・酒屋と続いている。なお、この暴動の指導者は名栗の名主某・吾野の藤兵衛、成木の名主惣次郎であるとしている。

次に生捕り人、死亡人について見るならばいずれも中農以下の人達であるが、日野の佐藤彦五郎の当時の書簡によると名主、組頭の名も見えたというのである。

築地川原で召捕われた三十二人の中に、福生村では庄兵衛（四十三才）と富八（五十五才）の江川代官支配所の二人、熊川村では新蔵（三十二才・田沢鈴之助知行所内）の名前が見えるのである。平均年令は三十七才弱で、最年長者は駒木野の百姓善兵衛六一才、最年少者は沢井村の熊吉、下村の惣太郎の二人、弱冠十九才である。死亡者は出役が見聞して村役人に引渡し、生捕られた者は六月二十三日から二十六日まで八王子宿を経由して、「本廻付」で江戸の奉行所に送られ、一部を除いて入牢を言渡されている。これに対し、村人達は一斉に貫い下げの猛運動を起し、その歎願書は数十通にのぼっている。さてこのような暴動が幕府の膝元に起っただけに狼狽した幕府のようすが、いくつもの資料からわかるのである。

特に代官江川太郎左衛門は暴動蜂起の報に接するや各村役人に対し次の如き触書を発して対策を講じたのである。「秩父辺ヨリ騒立同人数三千人程所々致乱妨当支配所ニ可打入様子之旨訴有之候間村々農兵差出見掛次第可打殺丈

出役之者差出候間請可差図候以上」

以後幕府から本暴動鎮圧の功を賞され、五日市の名主利兵衛氏には銀二枚、箱根ヶ崎の名主村山為一郎氏は銀一枚を受けている。最後に問題として興味を引く二、三をあげて結んでおきたい。その一つは暴徒に対して大衆は全く無抵抗であり、恐怖心というものは否定することができないが、むしろ協力的な傾向を見ることが出来る。

次は助命歎願の内容であるが、「血氣さかんであり、時に勢いに押され、人足にでないと村中焼払うという脅かしで、よんどころなく徒党に加わり、決して今まで悪事にたずさわったことなく、村にあっては真面目に働く男である、妻子共々悲歎にあけくれているから……」等々、殆んど内容は、個人的な理由をあげ、いずれも進んで徒党に加わったものでないとしているけれども、彼等の動きの中から進んで出ていった姿が見られるのである。

それ以後は、村内での力も村の枠を越えた結果を生みだすことなく、やがて絶対王政の確立と共に漸次影をうすくしていったのである。